

これからの大学教育等の在り方について ～教育再生実行会議第三次提言概要～（平成25年5月28日）

1 グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- 徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
→海外大学の教育ユニット誘致、日本の大学の海外展開拡大、国際化を断行するスーパーグローバル大学(仮称)、今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上コンプライン、地域社会のグローバル化に相応する大学など
- 意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
→大学入試等におけるTOEFL等の活用、企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設、キックスタートにおける留学促進など
- 初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
→小学校英語の授業の拡充(準拠化、時間割、教材、専任教員等)の検討、少人数教育、スーパーグローバルハイスクールの創設、国際バカロレア認証校の増(200校以上)
- 日本文化としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。
→国際教育、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組の充実、特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

2 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10～20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」(仮称)策定。国・地方において、「産学官内申制度」(仮称)設置。
- 大学発ベンチャー支援プラットフォーム等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等教育の理数教育強化(専科指導、少人数教育、SSH等)。

3 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 社会人基礎力、基礎的・汎用的能力等を社会人として必要な能力の育成のため、体系的な取り組みを取り入れた授業や学習方法など教育方法を質的転換、学習時間の増加、組織的教育の確立など教育マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な専門プログラムを提供し、国が支援。

4 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数に5年間の倍増(12万人→24万人)を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助成を行う。

5 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定、年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の権限の明確化、学長がリーダーシップをとれる体制整備、教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、長期的経営のマルチバリエーション、国の公営事業等への関係経費措置、民間資金調達のための規制緩和。
- 私立大学における経営の精神に基づく質の高い教育、全学的教育改革を重点支援、教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」(仮称)を開催。

大学のガバナンス機能の強化

中央教育審議会大学分科会組織運営部会において、学長がリーダーシップを発揮できる体制の整備や学長の選考方法、教授会の役割の明確化等について検討を行い、平成26年2月12日に大学分科会で審議まとめた。

○中央教育審議会大学分科会 審議まとめ
「大学のガバナンス改革の推進について」26.2.12のポイント

- ◇各大学は、教育・研究・社会貢献機能の最大化のため、本部・部局全体のガバナンス体制を総点検・見直し、責任の所在を再確認するとともに、権限の重複排除、審議手続の簡素化、学長までの意思決定過程の確立を図る。
- ◇国は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、効果的な制度改正とメリハリある支援を実施。
- ◇社会は、大学と積極的に関わり、学長のリーダーシップを後押し。

＜主な内容＞

1. 学長のリーダーシップの確立 ○学長補佐体制の強化(総務副学長等の設置、高度専門職の創設 等) ○予算、人事、組織再編におけるリーダーシップの確立 等	2. 学長の選考・業績評価 ○選考組織が主体性を持って、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定 等	3. 教授会の役割の明確化 ○教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の研究業績審査等を通じ 等	4. 監事の役割の強化 ○ガバナンスの監査 ○常勤監事の配置 等
--	---	--	---

○学校教育法及び国立大学法人法の改正のポイント

平成27年4月1日より施行

- 副学長の職務内容を見直し、学長の命を受けて校務を分担できることとする
- 教授会が「教育研究に関する事項」について審議し、決定権者である学長等に対して「意見を述べる」機能であることを明確化する
- 国立大学法人は、学長選考の基準を定め、選考結果とあわせて公表することとする
- 国立大学法人の経営協議会の外部委員の割合を2分の1以上から過半数とする 等
- ※独立行政法人通則法の改正に伴い国立大学法人の監事機能を強化(役員員や子法人に対する調査権限の法定化、任期の延長等)

国立大学改革プラン(概要)

第3期中期目標期間(平成28年度～)には、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

改革加速期間中の機能強化の視点

- ✓ 強み・特色の重点化
- ✓ グローバル化
- ✓ イノベーション創出
- ✓ 人材養成機能の強化

自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- 第3期における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し、**抜本的に見直し**
- 改革加速期間中(平成25～27年度)の取組の成果をもとに、
 - 各大学が強み・特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて、**教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境を国立大学法人運営費交付金の配分方法等において生み出す**
 - 新たな改革の実現状況を、その取組に応じた方法で可視化・チェックし、その結果を予算配分に反映させるPDCAサイクルを確立する

学長のリーダーシップにより強み・特色を盛り込んだ中期目標・中期計画に基づき、組織再編、資源配分を最適化

各大学の機能強化の方向性	世界最高の教育研究の展開拠点	全国的な教育研究拠点	地域活性化の中核的拠点
◆ 優秀な教員が若い人財育成を行う世界トップレベルの教育研究拠点 ◆ 学長を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出	◆ 大学や学部の枠を越えた連携による日米トップの研究拠点 ◆ 世界に開かれた教育拠点 ◆ アジアをリードする技術者、経営者養成	◆ 地域のニーズに応じた人財育成拠点 ◆ 地域社会のシンクタンクとして様々な課題を解決する「地域活性化機関」	

◆ 第3期には、教育研究組織や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境を生み出す

◆ 第3期には、国内外の優秀な人材の活用により教育研究の活性化につながる人事・給与システムに

◆ 学長がリーダーシップを発揮し、各大学の特色を一層伸張するガバナンスを構築

◆ 2020年までに、日本人海外留学生数、外国人留学生の受入数を倍増

◆ 今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上を目指す

◆ 今後10年で20以上の大学発新産業を創出

国立大学改革プラン 改革加速期間中(平成25年～27年度)の国立大学の機能強化の取組

ミッションの再定義

各大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を整理・公表

社会の変化に対応できる教育研究組織づくり

- ・機能強化のための改革の取組(組織再編、予算、人材や施設・スペース等の資源再配分)を国立大学法人運営費交付金等により重点支援
- ・各大学の改革の取組を第2期中期計画に反映
- 各大学の取組への配分及び影響額を3～4割に

グローバル化

国際水準の教育研究の展開
積極的な留学生支援

- ・海外大学のユニット誘致、国際共同大学院の創設、外国人教員の積極採用、英語による授業拡大等の国際化を断行する大学を重点支援
- ・日本人学生等の海外留学を支援する官民が協力した新たな制度の創設
- ・重点地域等を設定し、外国人留学生を戦略的に受入れ
- ・海外拠点を活用した現地選抜、渡日前入学許可を促進する仕組みの構築

イノベーション創出

大学発ベンチャー支援
理工系人材の戦略的育成

- ・国立大学から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする仕組みの創設
- 第185回臨時国会で産業競争力強化法が成立、平成26年4月1日施行
- ・理工系人材育成戦略の策定
- 平成27年3月に策定

人事・給与システムの弾力化

- ・国立大学法人運営費交付金の必要額を確保した上で退職手当にかかる配分方法を早期に見直し、競争的資金における関係経費の確保
- ・改革の取組への重点支援に際して、年俸制等の導入を条件化、適切な業績評価体制の確立
- ・シニア教員から若手・外国人へのポスト継承
- 1万人規模で年俸制・混合給与を導入
- 若手・外国人に対し、1,500人の教職員のポストを政策的に確保することを目指す

ガバナンス機能強化

第186回通常国会で、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律が成立、平成27年4月1日施行

評価の体制強化

国立大学法人評価委員会の評価体制の強化(産業界等大学関係者以外からの委員増等)、先進的取組の積極的発信 等

今後の国立大学の機能強化に向けての考え方(平成26年7月24日改訂)

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日)

○「国立大学改革プラン」に掲げられた目標達成に向けた取組を着実に進めつつ、本年中に、第3期中期目標期間(2016年度～)における運営費交付金や評価の在り方の抜本的に見直しに向けた検討を開始し、2015年秋までに一定の結論を得る。

○産業界及び地域等のニーズを踏まえつつ、世界最高水準の教育研究の展開拠点、全国的な教育研究拠点、地域活性化の中核的拠点等の機能強化に向け、新たな目標に基づく重点的・戦略的配分を行うルールを具体化する。

○年俸制・混合給与の導入等の人事給与システム改革を推進する。

今後の国立大学の機能強化に向けての考え方(平成26年7月24日改訂 文部科学省)

法人化のメリットを再確認し、変化する社会状況を踏まえた国立大学の役割を改めて認識するとともに、第2期中期目標期間中に設定した「改革加速期間」において、国立大学改革プランに掲げた事項を中心として引き続き機能の強化に取り組む。

社会の変化に対応した教育研究組織づくり

先進的な改革を進める各大学等、国立大学法人運営費交付金等により重点支援

- ・学部・研究科等を越えた学内資源配分(予算、人材や施設・スペース等)の最適化
- ・大学の枠を越えた連携
- ・学生のキャリアパスの構築

人材養成機能の強化

人事・給与システムの弾力化

- ・年俸制や学外機関との混合給与等の導入促進により、魅力ある給与体系と適切な業績評価体系の一体的構築
- ・優秀な若手研究者や外国人研究者の常勤職への登用

「改革加速期間」における取組

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、学校教育法及び国立大学法人法を改正(平成27年4月施行)

- ・副学長の職務の見直し
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長選考の透明化
- ・経営協議会、教育研究協議会の構成の変更

ガバナンス機能の強化

イノベーションを創出するための教育・研究環境整備、理工系人材の育成強化

- ・大学発ベンチャー支援(産業競争力強化法(平成26年4月施行))
- ・理工系人材の戦略的育成

人材・システムのグローバル化による世界トップレベルの拠点形成

- ・国際水準の教育研究の展開(海外大学のユニット誘致、国際共同大学院の創設、外国人教員の積極的採用)
- ・積極的な留学生支援

第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について審議まとめ(平成27年6月15日)(概要)

文部科学省

- 国立大学法人・大学共同利用機関法人の法人化以降の現状と課題、これまでの運営費交付金に係る課題を整理
- 第3期中期目標期間における国立大学法人・大学共同利用機関法人の在り方を提示し、運営費交付金の配分方法、取組の評価方法等を提言
- このほか、財源の多元化や自律的な運営を図るための今後の検討課題を提言

1. 国立大学法人の現状と課題

- 国立大学は、法人化以降様々な改革を進め、一定の成果、一方で、我が国社会は、少子高齢化、グローバル化、新興国の台頭による競争激化など、急激な変化に直面
- 全国に配置されてきた国立大学が、卓越した研究力や育の高い教育力を通じて、日本や世界が直面する課題解決やイノベーションの創出に最大限貢献する組織となる必要
- 国立大学法人の事業規模は全体として拡大してきたものの、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金は減少、国立大学法人として見ると、運営費交付金への依存度や外部資金の獲得状況など、財務構造の違いが顕著
- 基盤的経費と競争的経費によるデュアルサポートシステムは、学術面、社会経済への貢献に効果を上げる一方、機能不全が生じつつあり、資源の最適化が必要

2. これまでの運営費交付金に係る改善点とその課題

- 第3期中期目標期間の運営費交付金のルールの設定に当たっては、第2期のルール等に、次の課題があることを考慮
 - 大学改革促進係数により資源確保した部分と、重点配分した部分の関係が不明確
 - 規模、分野、ミッション等の異なる国立大学法人に対し、現在の支援の仕組みでは、各国立大学の強み、特色をより伸ばすことにつながらない
 - 各国立大学の多様性や強み・特色をいかに学内資源配分が不十分
 - 研究者のインセンティブや大学の活力を高める人事給与システムの構築が不十分
 - 附属機関の有無以外に各国立大学の財務構造を踏まえたきめ細かい算定が不十分
 - 各国立大学に支援を行った取組の成果の検証が不十分
 - 学長のリーダーシップを支える学長数経費の確保が困難

3. 第3期中期目標期間における国立大学法人の在り方

国立大学法人の目指す姿

各国立大学が形成する強み・特色を最大限にいかし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す

- 国立大学の役割としては、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、全国的な高等教育の機会均等の確保等があるが、社会からは、**社会への貢献を第一に意識し、多様な役割を一層果たしていくことが求められている**
- 各国立大学法人では、自主性・自律性を前提としつつ、次のような取組が必要
 - 各国立大学の目指すビジョンと、それを実現するために必要な組織の在り方の明確化
 - 戦略的な運営体制を構築するマネジメント改革
 - 学内の財務構造の分析を含むIR機能の強化、積極的な情報公開
- また、我が国の18歳人口が平成33年頃から減少に転じるとされる中、**外国人留学生や社会人など多様な学生を受け入れるとともに、失敗を恐れず新たな事柄に挑戦する人材の育成も重要**
- このような改革を進めるためには、各国立大学法人の活動を支える**財務基礎の充実**が必要。所要の運営費交付金の確保に努めつつ、**経費の削減や効率化、学内資源の再配分や多様な財源の受入れ**を積極的に進める

4. 第3期中期目標期間における大学共同利用機関法人の在り方

大学共同利用機関法人の目指す姿

共同利用・共同研究体制全体の機能強化を図ることで、大学の機能強化に貢献し、日本全体の研究力向上に寄与することで、我が国の研究力の機能強化による好循環を実現

- 大学共同利用機関は、**大学の枠を越えた共同利用・共同研究**を推進し、関連分野の研究水準の向上を目的とする。我が国独自の制度に基づく研究機関
- 今後、大学共同利用機関法人に期待される役割は、①**研究者コミュニティ全体への貢献**、②**大学の機能強化への貢献**、③**社会への貢献**
- 各大学共同利用機関法人では、上記の国立大学法人の取組のほか、**優れた研究者の人材育成のハブ**として、また、人事制度改革を先導することで、**当該分野を支える研究者人材を輩出**するとともに、大学の機能強化に貢献
- 大学共同利用機関法人の活動を支える**財務面における充実**が必要。所要の運営費交付金の確保に努めつつ、**経費の削減や効率化、法人内資源の再配分や外部資金等財源の多元化**を積極的に進める

12

5. 第3期中期目標期間における運営費交付金の配分方法等

- 第3期の運営費交付金では、国立大学の機能強化を進める観点に立ち、**規模、分野、ミッションや財務構造等を踏まえたきめ細かな配分方法を実現し、透明性を高めることが必要**
- その上で、第3期の運営費交付金の配分方法には次のような改善を図ることが必要
 - 機能強化の方向性に応じて重点配分する仕組みの導入
 - 「学長の裁量による経費（仮称）」を新たに区分

(1) 機能強化の方向性に応じた重点配分の仕組み

- 第3期には、各国立大学の強み・特色の発揮を更に進めていくため、各国立大学の機能強化の方向性に応じて、「機能強化促進係数（仮称）」により一定の財源を確保した上で、機能強化に取り組む大学に対し重点配分
 - 係数の具体的な割合は、平成28年度の予算編成過程において決定
- 各国立大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、**予算上、三つの重点支援の枠組みを新設**
 - 三つの重点支援の枠組みについては、各国立大学が果たす機能や役割を特定するものでないこと。また、取組の進展に応じて枠組みを変更することをおこなうことに留意

【予算配分の決定方法】

- 各国立大学は、機能強化の方向性や第3期を通じて特に取り組む内容を踏まえ、**三つの枠組みから一つ選択**し、取組構想を提案。各国立大学が成果を検証するため、**測定可能な指標(KPI)を設定**するとともに、文部科学省が提示する指標を選択して設定
- 有識者の意見を踏まえて**支援する取組を選定し、改革の取組内容に応じて加えて配分。基本的に**中期目標期間を通じて**支援を実施

【評価の方法】

- 原則、年度ごとに取組構想の進捗状況を確認するとともに、評価指標を用いて向上度を評価し予算に反映
- 機能強化における優れた取組については、その経費を現在の区分でいう「一般運営費交付金」に一定の加算をして配分し、継続して取組が行える仕組みを導入

【重点支援の枠組み】

重点支援①	主として、 地域に貢献する取組 とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、 強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組 を中核とする国立大学を支援
重点支援②	主として、専門分野の特性に配慮しつつ、 強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組 を中核とする国立大学を支援
重点支援③	主として、 卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組 を中核とする国立大学を支援

※ このほか、国立大学に共通する政策課題を推進する取組を支援

13

【大学共同利用機関法人の仕組み】

- 大学共同利用機関法人の特性に応じて、大学全体を俯瞰し、関連分野をはじめとする学術研究全般の研究機能を更に強化するため、重点支援の枠組みを設定
- 各法人が、機能強化の方向性に沿って行う取組別に自ら選択した支援の枠組みにより重点支援
- 予算配分の方法は国立大学と同様
- 国立大学と同様の評価に加え、各法人において中期目標期間の前半期までに国際性や学問的専門性の観点から、教育研究を中心とした外部評価を実施し、その結果を踏まえて予算配分に反映

【重点支援の枠組み】

重点支援①	主として、世界の学術研究の中核として国際協力・国際共同研究などにより 先進的なモデルとなる研究システムの創出につながる研究力強化の取組 を支援
重点支援②	主として、大学間連携やネットワーク形成による新たな学問分野の創生に資する取組など、 大学の枠を越えた研究拠点を形成・強化する取組 を支援
重点支援③	主として、強み・特色ある分野の教育研究を基礎として 大学全体を支える研究環境基盤を構築・強化する取組 を支援

(2) 「学長の裁量による経費（仮称）」の区分

- 学長・機構長がリーダーシップを発揮し、学内のマネジメント機能を予算面で強化する観点から、**教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進**するための仕組みとして、「**学長の裁量による経費（仮称）**」を新設
 - 具体的な割合は、平成28年度の予算編成過程において決定
- 文部科学省が国立大学法人・大学共同利用機関法人ごとに、第3期中中に想定される経費の規模を算出し、提示した以上の規模で、これらでの実績を踏まえた大学のビジョンに基づいた計画を作成し取組を実施

(3) 第3期中期目標・中期計画との関係について

- 機能強化の方向性に応じて重点支援を受ける取組構想は、中期目標・中期計画に記載され、また、中期計画に書き込まれるべき指標は、重点支援を受ける取組構想の評価指標を踏まえて設定されることが想定
- 有識者の意見を踏まえつつ、各国立大学法人・大学共同利用機関法人におけるこの**経費を活用した業務運営の改善の実績や教育研究活動等の状況**を中期目標期間の3年目及び5年目に確認し、その結果に応じて改善の促進や予算配分に反映
- これらの取組のほか、大学共同利用機関法人については、中期目標期間前半期までに国際性や学問的専門性の観点から外部評価を行い、その結果を踏まえて予算配分に反映
- 重点支援に係る評価指標が中期目標・中期計画と連動することにより**、その後の自己点検・評価においても、重点支援を受ける取組構想の進捗状況と年度評価による中期目標・中期計画の進捗状況の管理を同じ観点から行うことが可能

14

6. 競争的研究費との一体改革

- 競争的研究費改革に関する有識者会議の議論においては、間接経費の措置を行う前提として、自ら財務状況等について説明責任を果たすことが不可欠
- 国立大学改革を進めていく上で、各国立大学法人がIR機能の強化を図り、積極的な情報公開を一層進めていく必要
- 運営費交付金の改革及び競争的研究費の改革は、我が国の知的創出機能、イノベーション創出力、人材育成機能の強化を考える上で双方とも重要なものであり、それぞれの改革が**あいまって体系的改革として相乗効果を生むことが期待される**

7. 財源の多元化や自律的な運営を図るための今後の検討課題

- 国立大学法人が、安定的な運営を行っていくためには、運営費交付金だけでなく、自己収入を増加させるための取組等を併せて進め、法人運営に係る**財源の多元化を図る**ことができるようになることが不可欠
- 自律的な運営を図るための規制緩和、保有資産を活用した収益を伴う事業の可能な範囲の明確化や民間との共同研究の拡大等についても今後検討

(1) 寄附金

国立大学法人に対する寄附については、一定の優遇税制が認められているが、更に**寄附が拡大**していくような具体的な取組とともに、その効果的な運用について検討をしていく必要

(2) 学生納付金

これまでは文部科学省令で設定した標準額とほぼ同額を設定している国立大学法人が大部分であるが、今後、各国立大学法人における**学生納付金の設定の在り方**についても、教育の質の向上や低所得者への配慮を十分に行いつつ、検討していくことが考えられる

(3) 特定研究大学（仮称）

産業競争力会議から提案されている「特定研究大学（仮称）」については、制度の在り方なども含め大学関係者や有識者の意見も踏まえながら検討を行うことが望まれる

15

国立大学経営力戦略（平成27年6月）

1. 基本的考え方

- 我が国社会の活力や持続性を確かなものとする上で、新たな価値を生み出す礎となる**知の創出**とそれを支える**人材育成**を担う国立大学の役割への期待はぐいに高まっており、「**社会変革のエンジン**」として「**知の創出機能**」を**最大化**していくことが必要。
- 国立大学は、法人化のメリットをこれまで以上に生かし、新たな経済社会を展望した大胆な発想の転換の下、**新領域・融合分野など新たな研究領域の開拓、産業構造の変化や雇用ニーズに対応した新しい時代の産業を担う人材育成、地域・日本・世界が直面する経済社会の課題解決などを図りつつ、学問の進展やイノベーション創出などに最大限貢献できる組織へ自ら転換**。
- 各国立大学は、**既存の枠組みや手法等にとらわれない大胆な発想で、学長がリーダーシップとマネジメント力を発揮し、組織全体をリードする将来ビジョンに基づく自己改革・新陳代謝を実行**。
 - 確かなコスト意識と戦略的な資源配分を前提とした**経営的視点で大学運営を行うことで経営力を強化**。
- 文部科学省は、**基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の水準を確保しつつ、自己改革に取り組む大学等にメリハリある重点支援**を実施するとともに、**必要な規制緩和**を行う。

これらの大学改革を後押しするため、研究成果の持続的創出のための競争的研究費改革もあわせて実施。

16

国立大学経営力戦略（平成27年6月）

2. 具体的内容

(1) 大学等の将来ビジョンに基づく機能強化の推進

各大学等の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金の中に**3つの重点支援の枠組み**を新設

- 重点支援①（構想例）**地域のニーズに応える人材育成・研究を推進**
主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援 等
- 重点支援②（構想例）**分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進**
主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で、地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援 等
- 重点支援③（構想例）**世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進**
主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学を支援 等

科学技術イノベーション総合戦略2015 3. 重点的取組

- (2) 大学改革と研究資金改革の一体的推進
 - 【重点的取組】
 - 国立大学法人運営費交付金等の改革による国立大学の機能強化の推進
 - 大学の機能強化の方向性に応じた運営費交付金の新たな配分・評価方式について第3期中期目標期間から確実に実施する。

17

国立大学経営力戦略（平成27年 6月）

（2）自己改革・新陳代謝の推進

○機能強化のための組織再編、大学間・専門分野間での連携・連合

- ・産業構造や雇用ニーズに対応した学部・大学院の再編、新たな研究領域の組織
- ・共同利用・共同研究等による拠点機能の強化、共同事務の推進
- ・大学間連携・ネットワークの構築（例：入試、教養教育、海外大学との交流等の共同実施）

○「学長の裁量による経費（仮称）」によるマネジメント改革

- ・学内データの分析に基づく資源の再配分（人的・物的・予算等）などの取組を支援

○意欲と能力のある教員が高いパフォーマンスを発揮する環境の整備

- ・活力ある教育研究を持続的に保証する、中長期的視野に立った教員の年齢構成の是正
- ・教育研究業績・能力に応じた給与体系への転換（中期目標期間を通じた計画の策定）
- ・年俸制、クロスアポイントメント制度、デデュアトラック制等の促進を通じた、教員組織の活性化と教員の働き方の多様化の推進

○経営を担う人材、経営を支える人材の育成確保

- ・経営を担う人材の計画的な育成・確保
- ・専門分野において行動な専門的能力を備えた人材の配置・育成

科学技術イノベーション総合戦略2015 3. 重点的取組

- （1）若手・女性の挑戦の機会の拡大

【重点的取組】

- 組織の新陳代謝の促進や産学官といった組織間の異動を促進する制度（年俸制、クロスアポイントメント制度等）の導入などにより、優れた人材が適材適所で活躍できる環境の創出に取り組む。

- （2）大学改革と研究資金改革の一体的推進

【重点的取組】

- 大学のガバナンスに基づく組織全体のポートフォリオマネジメントや大学経営力、産学官連携を推進する上で生じるリスクマネジメントの強化等を回り、財務状況も含めた積極的な情報公開、将来を見据えた戦略的な経費の活用、人事給与システム改革を通じた組織の新陳代謝と人材の適材適所を促進する。

18

国立大学経営力戦略（平成27年 6月）

（3）財務基盤の強化

収益を伴う事業の明確化、寄附金収入の拡大、民間との共同研究等の拡大

- ・収益を伴う事業ガイドラインの策定（大学の保有資産（土地、ノウハウ等）を活用した収益を伴う事業の可能な範囲の明確化）

- ・寄付金収入の拡大（寄付獲得にむけての体制の強化（専門スタッフの配置と戦略策定）、個人からの寄付に係る所得控除と税額控除の選択制の導入など寄付促進策の検討）

- ・民間との共同研究・受託研究の拡大等による民間資金獲得のためのマネジメント強化（民間との「提案型」共同研究や組織主導型産学協働の推進、知的財産を含む研究成果の戦略的活用、コンサルティングチームの整備等）

科学技術イノベーション総合戦略2015 3. 重点的取組（2）大学改革と研究資金改革の一体的推進

【重点的取組】

- 自律的な国立大学法人の経営を支える制度の構築

- ・収益を伴う事業の可能な範囲の明確化、余裕金の運用対象範囲の拡大、寄附金収入の拡大、民間との共同研究・受託研究の拡大等、規制緩和による自己収入拡大や外部資金獲得へのインセンティブ付与等による財源の多様化を促進する。

19

国立大学経営力戦略（平成27年 6月）

（4）未来の産業・社会を支えるフロンティア形成

「特定研究大学（仮称）」

- ・世界と互角に渡り合うリソースと経営力のある国立大学の形成のため、特定研究大学（仮称）を創設することとし、自律的な教育研究や財務基盤の強化のための規制緩和等を含めた必要な制度設計等について検討を加速し、平成27年中を目地に結論を得るとともに、必要な制度設計を行う。

「卓越大学院（仮称）」

- ・新領域・新産業等を創造できる博士人材の育成のための卓越大学院（仮称）に関して、平成27年度中を目途に、産学官からなる検討会において、形成する分野の設定や複数の機関が連携する仕組みについて示す。

「卓越研究員（仮称）」の創設

- ・卓越した研究者を安定性のあるポストで受け入れることにより挑戦的な研究を発展させる卓越研究員（仮称）の制度設計を平成27年度中に行い、平成28年度から具体的な取組を行う。

科学技術イノベーション総合戦略2015 3. 重点的取組（2）大学改革と研究資金改革の一体的推進

【重点的取組】

- 「特定研究大学」（仮称）の創設にするグローバル競争力の強化

20

高大接続改革の議論・検討の経緯等

教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」（平成25年10月31日）

- 高等学校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の抜本的強化、能力・意欲・適正を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度への転換について提言。

中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」（平成26年12月22日）

- 平成24年8月の諮問以来、2年4か月余の審議を経て答申。
- 今回の答申は、教育改革最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革をはじめ現実のものとするための方策として、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革を提言するもの。

「高大接続改革実行プラン」（平成27年1月16日）文部科学大臣決定

- 高大接続答申を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示した。平成27年1月に文部科学大臣決定として公表。

「高大接続システム改革会議」（平成27年3月～）

- 高大接続答申・高大接続改革実行プランに基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討を行う。平成27年9月に中間まとめ、同年内を目途に最終報告を予定。
- 主な検討事項
 - ・高等学校教育改革、大学教育改革
 - ・新テスト（「高等学校基礎学力テスト」「大学入学希望者学力評価テスト」）の具体的な在り方
 - ・個別選抜（各大学が個別に行う入学者選抜）の改革の推進方策
 - ・多様な学習活動・学修成果の評価の在り方 等

21

「高大接続改革」とは

○「高大接続改革」とは何か。

- ◆ 大学入試改革も含まれているが、それだけではない。
- ◆ ①「高等学校教育」と、
②「大学教育」、
③両者を接続する「大学入学者選抜」を、
連続した1つの軸として、一体的に改革するもの。

○なぜ「高大接続改革」なのか。（なぜ三者一体なのか。）

- ◆「高等学校教育」と「入学者選抜（大学入試）」は一緒に変わる必要。
 - ・大学入試が変わらないと高校教育が変わらない、
 - ・受験圧力の低下と高校生の学修量の低下、等
- ◆ 少子化・国際競争の進展の中で、大学教育の質的転換（しっかりと学ぶ大学教育へ）
 - ・大学教育を受けるに足る入学者の選抜
 - ・多様な入学者とそれに合わせた教育プログラムの必要性、等

22

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革（骨子）

① 高等学校教育改革

- ◆ 学習指導要領の抜本的見直し、アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善。
- ◆ 生徒の学習意欲の喚起・学習改善を図るとともに、指導改善等に生かすことにより、高校教育の質の維持・向上を図るため、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を導入。

② 大学入学者選抜改革

- ◆ 各大学の個別選抜は、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の明確化と、その内容の入学者選抜方法への具現化を通じて、多面的な選抜方法をとるものに改善。
- ◆ 知識・技能を基盤として、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を導入。

③ 大学教育改革

- ◆ アドミッション・ポリシーのほか、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）の一体的策定・公表と、カリキュラム・マネジメントの確立。認証評価制度の改革。
- ◆ アクティブ・ラーニングへと質的に転換。

23

高大接続改革実行プラン（平成27年1月16日）

プランの趣旨

高大接続答申を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示したもの。平成27年1月に文部科学大臣決定として公表。

具体的な施策

1 各大学の個別選抜の改革

- 個別選抜改革を推進するための法令改正【平成27年度中目途】
- 大学入学者選抜実施要項の見直し【平成27年度以降順次実施】
- アドミッション・ポリシーの明確化【平成26年度中に事例集、平成27年度中にガイドライン作成】

2 「高等学校基礎学力テスト」及び「大学入学希望者学力評価テスト」の実施

- 個別選抜改革の推進のための財政措置【取組の推進、財政措置の在り方を検討し平成27年度を目途に具体策を取りまとめ】
- 「高等学校基礎学力テスト」は平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、体系的な検討を実施

3 高等学校教育の改革

- 新テストの実施主体の設立【平成28年度を目途に設立】
- 課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの推進と高等学校教員の資質能力の向上【速やかに実施】
- 多様な学習活動・学習成果の評価【平成28年度中に調査書や指導要領を改訂】

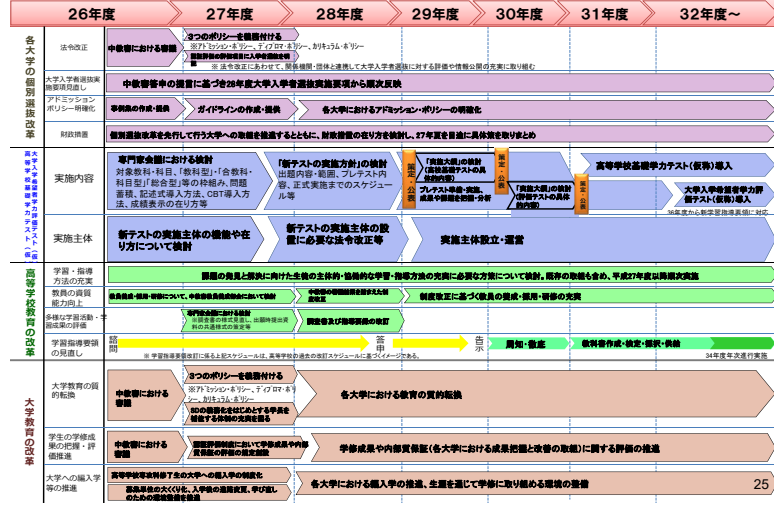
4 大学教育の改革

- 学習指導要領の見直し【平成28年度中に答申】
- 大学教育の質的転換【平成27年度中目途制度改正】
- 学生の学習成果の把握・評価の推進【平成27年度中目途制度改正】
- 大学への編入学等の推進【平成27年度中目途に制度改正】

文部科学省HP: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo12/sonota/1354545.htm

24

高大接続改革に向けた工程表



25

大学入学者選抜改革 個別入学者選抜改革について

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の明確化

- 多様な背景を持つ高校生一人一人が、高校までに積み上げてきた多様な経験・能力を多面的・総合的に評価。（「どのような能力を入学者に求めるのか」「どのような能力を（入学者選抜において）評価するのか」）

多面的・総合的な評価による丁寧な入試（評価方法の例）

※各大学において、以下の方法から、①活用する評価方法及び比重 ②要求する水準を決定・公表

大学入学希望者学力評価テスト

調査書

高等学校基礎学力テスト

小論文・テーマ論文

面接、集団討論 プレゼンテーション

活動報告書

各種大会等での活動 や顕彰の記録

資格・検定試験 の成績

講義理解力試験 （模擬講義＋試験・面接）

高校段階の学習成果把握のための参考資料の一部として活用

高校時代までの学習成果の評価を通じて、入学後の学習可能性の評価・確認

26

「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入について

平成27年9月15日
システム改革会議
中間まとめより

1. 基本的事項

- ①目的・対象者
○大学入学希望者を対象に、これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的とし、知識・技能を十分有しているかどうかに加え「思考力・判断力・表現力」を中心に評価。
- ②「思考力・判断力・表現力」の明確化とそれを踏まえた作問
○大学入学段階で求められる「思考力・判断力・表現力」を構成するより具体的な能力概念の枠組みを整理。それらの能力のうち、特に自ら問題を発見し、答えが一つに定まらない問題に解を見出していくために必要な諸能力を重視。それらの諸能力を評価する作問を、各教科・科目について行う。

2. 具体的な制度設計の考え方

- 次期学習指導要領に関する中教審における審議も踏まえ、以下の点を検討し具体化に取り組む。
- ①対象教科・科目
【次期学習指導要領下（平成36年度～）】
○地歴・公民については、次期学習指導要領における科目設定等を踏まえ、知識・技能に関する判定機能に加え、例えば、歴史系科目においては、歴史的思考力を含め、思考力・判断力・表現力等を構成する諸能力の判定機能を強化。
- 次期学習指導要領での導入が検討されている「数理探究（仮称）」に対応する科目を実施。
- 数学・理科については、知識・技能に関する判定機能に加え、思考力・判断力・表現力を構成する諸能力に関する判定機能を強化。
- 国語については、次期学習指導要領における科目設定等を踏まえ、知識・技能に関する判定機能に加え、例えば、言語を手掛かりとしながら限られた情報のもとで物事を道筋立てて考え、的確に判断し、相手を想定して表現するなど、思考力・判断力・表現力を構成する諸能力に関する判定機能を強化。
- 英語については、書くことや話すことを含む4技能について、例えば、情報を的確に理解し、語彙や文法の使い方を適切に判断し活用しながら、自分の意見や考えを相手に適切に伝えるための、思考力・判断力・表現力を構成する諸能力を評価。また、民間との連携の在り方も検討。

27

「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入について

平成27年9月15日
システム改革会議
中間まとめより

- 次期学習指導要領における教科「情報」に関する検討と連動しながら、対応する科目を実施。
- 【現行学習指導要領下（平成32年～35年度）】
○次期学習指導要領の改訂の議論の方向性を勘案しつつ、思考力・判断力・表現力を構成する諸能力をより適切に評価。
- 試験の科目数については、思考力・判断力・表現力を問う作問体制への転換、受検者の状況等も勘案しつつ、できるだけ簡素化。

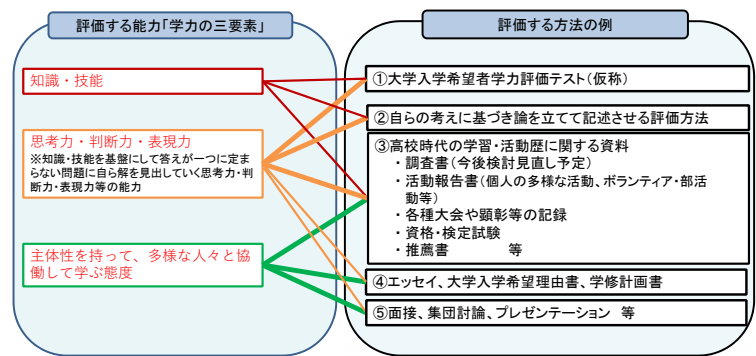
②問題の内容、出題・解答・成績提供方式

- 多肢選択式問題に加え、問題に取り組むプロセスにも解答者の判断を要する部分が含まれる問題、記述式問題などを導入。
- 記述式問題については、各教科の特性も念頭に置きつつ、平成32年度～35年度は短文記述式、36年度以降はより文字数の多い記述式を導入。
※記述式については、作問体制や採点体制の整備・充実の検討が必要であり、コストやスケジュールの課題、コンピュータ採点支援の技術的可能性等を検討する必要がある。
- 多様な資料や動画を用いるなど様々な出題が可能となるCBTの導入（平成36年度～）。平成32年度～35年度はCBTの試行。
※高等学校基礎学力テストの検討状況・実績等を踏まえ、システムの安定性やセキュリティの確保、コスト、その他本格実施に当たって前提となる課題について検討
- 大学や大学入学希望者に対し、結果の多段階表示による提供と併せ、種々のデータ（例えばパーセント値などによるデータ等）を大学に提供することについて、大規模な共通テストとしての幅広い識別力の確保の必要性なども踏まえつつ、今後より専門的に検討。
- 年複数回実施の方法等については、作問や採点に関する課題を含め、関係者の意見も聴きつつ十分に検討。

28

「学力の三要素」と入学者選抜における「評価方法」との関係のイメージ

- アドミッション・ポリシーにおいて、以下を明示。 → これに基づき入学者選抜を実施。
- ①大学として、具体的にどのような力を持つ学生を受け入れたいのか。
 - ②学力の3要素について、具体的にどのような能力をどのレベルで求めるのか。
 - ③②を適切に評価する観点から、様々な評価方法から何を選択し、どのような水準を要求し、どの比重で評価するか。



29

2. 平成28年度概算要求について

30

高度医療人材の養成と大学病院の機能強化

平成28年度概算要求額:44億円(44億円)
注:()の数値は、27年度予算額

【先進的医療イノベーション人材養成事業】

我が国が抱える様々な医療課題を解決し、国民に提供する医療水準を向上させるため、大学における研究マインドを持った次世代医療人材の養成拠点の形成を促進する。

○未来医療研究人材養成拠点形成事業	16億円(16億円)
○がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン	16億円(16億円)

【大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業】

高度な教育力・技術力を有する大学が域となって、我が国が抱える医療現場の諸課題等に対して、科学的根拠に基づいた医療が提供でき、健康長寿社会の実現に寄与できる優れた医療人材の養成を推進する。
加えて、近年、若手医師の臨床志向に伴い基礎医学研究に進む医師が減少していることから、魅力ある教育プログラムの構築により、病理学や法医学などの優れた基礎研究医の養成を推進する。また、診療参加型臨床実習の充実及び国際標準の認証評価制度等の導入に向けた基盤を構築する。

○課題解決型高度医療人材養成プログラム	9億円(8億円)
○基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成	2億円(2億円)

【大学における医療人養成の在り方に関する調査研究】

我が国における今後の社会・経済構造の変化に伴う保健医療分野のニーズに対応するため、大学及び大学院における医療人養成の在り方について検討するための調査・研究を実施する。

1億円(1億円)

※27年度予算額には、27年度限りで終了した事業「専門的看護研究・薬剤師等医療人材養成事業」の予算額を含む。

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

31

先進的医療イノベーション人材養成事業

平成28年度概算要求額:32億円
(平成27年度予算額:32億円)
研究拠点形成費等補助金

背景・課題

- 日本復興のため、健康・医療の分野は我が国の成長分野として位置づけられ、医療関連分野におけるイノベーションの推進が求められている。また、急速な高齢化の進展が見込まれる中、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つの要素を柱とした「地域包括ケアシステム」の実現が新たな課題となっている。
- がんは、我が国の死因第一位であり、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状から、「がん対策基本法」が制定され、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識・技能を有する医師その他の医療従事者の育成が求められている。

対応・内容

- 高度な教育・研究・診療機能を有する大学・大学病院における高質で戦略的な人材養成拠点を形成
- 【内容】
- 未来医療研究人材養成拠点形成事業 16億円
 - ◆世界の医療水準の向上及び日本の医療産業の活性化に貢献するため「メディカル・イノベーション推進人材」を養成。また、将来の超高齢社会における地域包括ケアシステムに対応するため「リサーチマインドを持った総合診療医」を養成。(内訳) @64,800千円 × 25件
- がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン 16億円
 - ◆複数の大学がそれぞれの個性や特色、得意分野を活かしながら相互に連携・補完して教育を活性化し、がん専門医療人養成のための拠点を構築。(内訳) @105,683千円 × 15件

政策目標

- 我が国の医療水準の維持向上及び医療産業の活性化を促進する人材養成
- 大学の地域医療・社会への貢献による将来の医療不安等の解消

32

未来医療研究人材養成拠点形成事業

平成28年度概算要求額 16億円
(平成27年度予算額 16億円)

課題1 革新的な医療技術の創出促進

・医療の進歩は医療・治療や予防法が全分野に波及する形で進んでいる。
・従来の「医学・医療」の枠組みでは捉えきれない「予防・健康」の分野に注力。
・健康・医療の分野は我が国の成長分野として位置づけられており、我が国に必要とされる人材の育成・確保が重要。
・我が国におけるイノベーション人材を養成するため、本事業のプログラムを導入し人材育成等を積極的に進める。

【健康・医療戦略】平成26年7月22日閣議決定(抄)

2. 各論
(1) 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する教育の振興:
人材の確保等に資する医療
(2) 新産業創出に資する人材の育成・確保:
・我が国におけるイノベーション人材を養成するため、本事業のプログラムを導入し人材育成等を積極的に進める。

課題2 高齢化の進展・医療ニーズの変化

・急速な高齢化の進展が見込まれる中、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つの要素を柱とした「地域包括ケアシステム」が各自治体で実現できるかが一つの大きな課題。
・特に、医療現場では、高齢者に針對した、多様な医療(総合診療・在宅医療・地域医療)の提供が求められており、医師の確保が課題となっている。
・さらに、高齢社会に際する医療ニーズの多様化に對し、働き方・ライフ・マインドをもち、医療の進歩・改善に資する臨床研究を遂行できる人材の育成が重要となる。

【社会保障制度改革国民会議 報告書(概要)】平成25年8月6日(抄)

第2部 社会保障4分野の改革
2. 医療・介護・予防・生活支援の提供体制の改革
(6) 医療の在り方
・高齢化に伴い、多様な課題を抱える患者などとしては、総合診療による診療の必要性が高まり、その育成と確保が重要な課題となる。

テーマA: メディカル・イノベーション推進人材の養成

・各大学が得意な分野、特色、地域性等を活かして、世界の最先端医療の研究・開発をリードし、世界にその成果を海外に普及させる実行力と国際的な人材(イノベーション推進人材)を養成。

■取組例: 鳥取大学「革新的未来医療創造人材の養成」
「革新的未来医療創造コース」を新設し、授業から臨床までに必要な知識を備えた医師を養成。

【鳥取大学】
医学部
薬学部
獣医学部
工学部
農学部
経済学部
法学部
文学部
教育学部
国際学部
看護学部
保健学部
環境学部
芸術学部
体育学部
情報学部
理工学部
農学部
工学部
農学部
経済学部
法学部
文学部
教育学部
国際学部
看護学部
保健学部
環境学部
芸術学部
体育学部
情報学部
理工学部

テーマB: リサーチマインドを持った総合診療医の養成

・各大学が得意な分野、特色、地域性等を活かして、地域の医療機関や市民社会と連携しながら、医療・介護・予防・生活支援の提供体制の改革に資する人材を養成。
・我が国におけるイノベーション人材を養成するため、本事業のプログラムを導入し人材育成等を積極的に進める。

■取組例: 岡山大学「地域を支える地域医療を創出する総合診療医の育成」
岡山大学と地域医療機関・自治体と連携し「リサーチマインドと臨床能力を兼ね備えた総合診療医」を養成。
岡山大学山陽研究センターと連携し「リサーチマインドと臨床能力を兼ね備えた総合診療医」を養成。
【研究】「がん診療連携拠点病院」(岡山大学)と連携し「がん診療連携拠点病院」を養成。
【研究】「がん診療連携拠点病院」(岡山大学)と連携し「がん診療連携拠点病院」を養成。
【研究】「がん診療連携拠点病院」(岡山大学)と連携し「がん診療連携拠点病院」を養成。

33

がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン

平成28年度概算要求額 16億円
(平成27年度予算額 16億円)

課題

・がんは、**わが国の死因第一位の疾患**であり、国民の生命及び健康にとって重大な問題。
・がん対策の一層の充実を図るため、「**がん対策基本法**」が制定(H19.4施行)。
(※基本法に基づき「がん対策推進基本計画」を閣議決定)

背景・施策等

がんによる死亡者数は、**第1位**

【死因別死亡者数】

1日に約1,000人が、**がん**で亡くなっている。

1 悪性新生物 364,872人
2 心疾患 196,723人
3 肺炎 122,969人
4 脳血管疾患 118,347人
5 老死 69,720人
6 その他 395,805人
死亡者数計 1,268,436人
(出典): 平成25年度人口動態統計(推定数)

がん対策基本法
第2条 がん医療の円滑な促進等
第14条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

がん対策推進基本計画【平成24年度～平成28年度】
大学に放射線療法、化学療法、手術療法、緩和ケアなど、**がん診療に関する教育を専門的かつ体系的にとらわれない教育体制**(例えば「臨床腫瘍学講座」や「放射線腫瘍学講座」など)を整備するよう求める。(平成24年6月閣議決定)(抄)

本事業の取組内容・これまでの成果

本事業では、複数の大学がそれぞれの個性や特色、得意分野を活かしながら相互に連携・補完して教育を活性化し、**がん専門医療人養成のための拠点を構築**する。
現在、平成24年度に選定された**15拠点(連携100大学)**において、講座や教育コースを設置して人材養成に取り組んでいるところ。

大学間連携による人材育成拠点の構築
北海道がん医療を担う医療人養成プログラム

がん専門医療人の養成コースへの受入人数
(単位:人)
H24 H25 H26
H24 403 H25 516 H26 704
H24 403 H25 516 H26 704
(H24事業開始～H26.10月末迄の実績)

がんに関連した講座の新設
事業開始から新たに**42講座**等を設置
※新設講座等の例
・放射線治療医学分野(北海道大学)
・腫瘍薬物治療学分野(京都大学)
・緩和医療学講座(近畿大学) 等34

平成26年度財務省予算執行調査結果(がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン)

③調査結果及びその分析

1. 学内の意思決定について
事業実施決定については割以上の大学が学長・理事長といったトップの決裁を仰いでいるのに対し、経費の使途や財源などを明らかにし、補助期間終了後も事業を継続させるための指標となる事業計画等の承認については、5割を下回る結果となっている。

2. 事業経費と事業継続について
当該事業を補助期間終了後も円滑に継続させるためには、補助期間中に自己資金の比率を高めていき、学内予算や外部資金等の新規獲得といった取組みが経費基盤構築の観点から必要と考えられるが、事業経費の自己資金比率は、7割以上の大学が計画時及び実績において10%未満である。
また、事業継続に係る財源が明確なのは、現時点で学内予算による財源措置が決定している2割の大学に留まり、8割以上の大学が継続について確たる財源が未定の状態となっている。

3. 事業経費の使途及び執行状況について
各大学において使途の太さを占めているのは人件費等であり、主な内容としては任期付教員・事務補助員の雇用経費となっている。なお、設備費等やその他費用(会議費等)は計画時に比べ実績値は事業経費における比率が高くなっている傾向がある。

4. 事業の進捗及び達成状況について
各大学において当初計画に基づき、がんに関連した教育コース・講座を新規設置・e-learningのコンテンツ開発及び配信も進捗が行われている。
また、一般市民向けセミナーや公開講座も数多く開催され、地域医療機関・行政と連携してがん治療対策を講ずるなど、地域におけるがん医療拠点として位置付けられている。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 意思決定のあり方について
補助金交付は事業継続を前提として行われているものである。学内予算の確保といった補助期間終了後の事業継続を踏まえれば、**全ての大学が事業経費を含め、学内トップ・総務・経理を行い、事業の将来性について十分な検討を行う**べきではないか。

2. 事業経費と執行状況について
ほぼ全ての大学で自己資金比率が低く、自己資金による事業継続が確実に行うことが出来るか疑問がある。また、事業経費の使途として、経常的に発生する人件費等が太さを占めていることから、円滑な事業継続のためには、計画的に財源確保を図っていく必要がある。
したがって、**補助期間終了後も円滑に事業を継続実施するために、補助期間中に自己資金の比率を高める方が必要**ではないか。

3. 事業の進捗等について
事業の主旨に基づいた事業展開がなされていると認められるところであるが、今後、文科省における、中間評価において十分な検証を行い、**各大学が経費点・改善点を踏まえた更なる事業内容の向上に努めることと、当該事業に係る情報を積極的に公表**していくようにすべきではないか。

参考(財務省HP): http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2014/sy2607/index.htm

35

がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン 中間評価結果について①

評価	総合評価基準	件数	大学名
S	順調に進捗しており、現行の努力を継続することによって当初目的を十分に達成し、当初目標を上回る効果・成果が期待できると判断される。	1件	京都大学
A	順調に進捗しており、現行の努力を継続することによって当初目的を達成することが可能と判断される。	6件	札幌医科大学・東北大学・筑波大学・東京大学・近畿大学・岡山大学
B	おおむね順調に進捗しているが、当初目的を達成するためには、留意事項を考慮し、一層の努力が必要と判断される。	3件	順天堂大学・大阪大学・九州大学
C	進捗が遅れており、このままでは目的を達成することは難しいと思われるので、留意事項を考慮し、当初計画の変更が必要と判断される。	3件	東京医科歯科大学・慶應義塾大学・名古屋大学
D	改善を要する事項があり、このままでは目的を達成することは難しいと思われるので、留意事項を考慮し、当初計画の大幅な変更が必要と判断される。	2件	東京女子医科大学・金沢大学
E	特に重大な課題があり、今後の努力を持って当初目的の達成は困難と思われるので、補助事業を中止することが必要と判断される。	0件	-

(※各取組より、事業計画や連携大学数、地域の実情等がそれぞれ異なることから、今回の中間評価は各取組の内容を比較して優劣をつけるものではなく、各取組が掲げた当初計画の進捗状況や本事業の目標が達成できるか否かを評価したもの)

36

がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン 中間評価結果について②

「がんプロフェッショナル養成推進委員会」所見 (平成27年5月20日) (抄)

【1. 事業の成果】

- ① 新たにがん化した臓器横断的な講座(緩和医療に特化した講座や放射線療法に特化した講座等)を42講座設置
- ② 大学内に設置した教育コースに17,000名を超える研修者の受入れ
- ③ 地域のがん医療に従事するがん専門医療人の養成コースの設置や全国がんプロe-learning クラウドの充実等によるがん医療の均てん化に向けた取組の強化・発展

【2. 現状の課題】

- ① 履修者数が目標に達していない。
- ② 大学間の連携が不十分で、各大学の強みを生かすという連携のメリットが十分に発揮されていない。
- ③ 取組が連携大学間に限定されており、地域の医療機関との連携や、患者や市民に対する情報発信など、成果を地域社会に還元する取組が不十分。

【3. 今後の期待】

- ① がん専門医療人養成コースの履修者や修了者に対し満足度調査を行う等を通じてプログラムの改善に努め、当初の受入れ目標を達成すること。
- ② 連携大学が共同でシンポジウムや研修を開催したり、教員や学生が相互に交流を深めたりする等により、各大学の特色ある取組の成果を連携大学間で共有し、他大学に普及できるように取り組むこと。
- ③ 地域の医師会や患者団体と意見交換を行う等により、がん専門医療人の養成に対する地域のニーズを取組に反映させるとともに、地域全体におけるがん医療の質の向上に貢献するため、地方公共団体やがん診療連携拠点病院等と連携して、がん医療に従事する者の知識及び技能の向上に取り組むこと。
- ④ 事業の責任体制を明確にした上で、限られた部局・講座等に取組を任せるのではなく、全学的な実施体制で取り組むこと。
- ⑤ 補助期間終了後も事業を継続することを前提に、事業継続のための具体的な方策を検討すること。
- ⑥ 各大学が本事業における各地点の取組の結果を参考にできるよう、各取組の目的、実施内容、結果について、ホームページ等の活用による一層の情報発信に取り組むこと。その際、外部の者が当該ホームページを検索しやすい工夫すること。

37

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業

背景・課題

平成28年度概算要求額 11億円
(平成27年度予算額 10億円)
大学改革推進等補助金

- 健康長寿社会の実現には、高度な医療提供体制の構築が必要であり、医療安全管理や感染制御等の病院基盤部門等を担う医師等の養成や体制の充実、高度な知識・技術を有する医師等の養成が必要。また、高度な医療提供を支援する看護師・薬剤師等のメディカルスタッフの養成が必要。
- 我が国の医学教育では、基礎医学を志す医師の減少に伴う基礎医学教育・研究の質の低下や、諸外国に比べて期間・内容ともに不十分とされている臨床実習の充実が喫緊の課題。
- 医師不足や医療の高度化を背景に、医療の効果的、効率的な提供を目的とするチーム医療の推進が医療全体の課題。

対応・内容

【対応】○高度な教育力・技術力を有する大学が核となって、我が国が抱える医療現場の諸課題等に対して、科学的根拠に基づいた医療が提供でき、健康長寿社会の実現に寄与できる優れた医療人材の養成を推進する。

加えて、近年、若手医師の臨床志向に伴い基礎医学研究に進む医師が減少していることから、魅力ある教育プログラムの構築により、病理学や法医学などの優れた基礎研究医の養成を推進する。また、診療参加型臨床実習の充実及び医学・歯学分野の第三者評価制度等の導入に向けた基盤を構築する。

【内容】○課題解決型高度医療人材養成プログラム

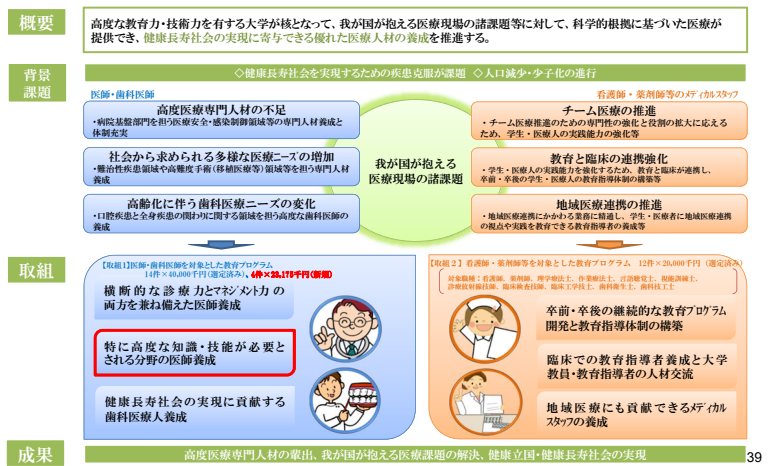
- ◆医師・歯科医師を対象とした教育プログラム @40,000千円 × 14件 (新規) @23,175千円 × 4件 @20,000千円 × 12件
- ◆看護師・薬剤師等を対象とした教育プログラム
- 基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成 @2億円
- ◆医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成 @12,377千円 × 10件
- ◆グローバルな医学教育認証に対応した診療参加型臨床実習の充実 @6,577千円 × 10件
- ◆医学・歯学教育認証制度等の実施 (医) @29,160千円 × 1件 (歯) @14,580千円 × 1件

政策目標

- 社会から求められる多様な医療ニーズに対応できる優れた専門医療人材の養成
- 医療の安全確保や質の向上を図るための大学病院の体制強化
- 質の高い医療関連職種の養成・活用促進

38

課題解決型高度医療人材養成プログラム



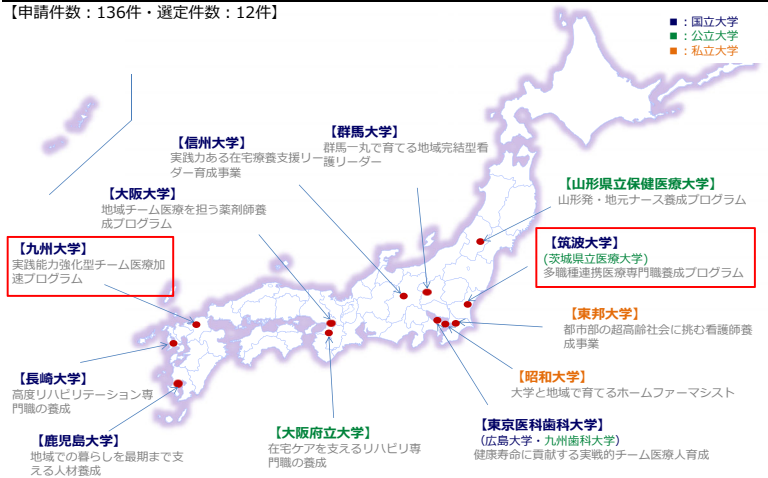
39

課題解決型高度医療人材養成プログラム取組拠点【医師・歯科医師】



40

課題解決型高度医療人材養成プログラム取組拠点【看護師・薬剤師等メディカルスタッフ】



41

課題解決型高度医療人材養成プログラム 取組拠点の選定について

【課題解決型高度医療人材養成推進委員会 委員名簿】

江藤 一洋	社団法人医療系大学間共同試験実施評価機構 副理事長	辻 哲夫	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
大島 伸一	独立行政法人国立長寿医療研究センター名誉総長	中島 信也	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
川本 利恵子	公益社団法人日本看護協会常任理事	永田 泰造	公益社団法人日本薬剤師会常務理事
熊谷 和正	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長・業務執行理事	半田 一登	チーム医療推進協議会代表
小森 貴三	公益社団法人日本医師会常任理事	山口 育子	公益社団法人理学療法士協会会長
武田 純	独立行政法人国立病院機構東京医療センター病院長		NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長

◎は委員長

(五十音順 敬称略 計11名)

「課題解決型高度医療人材養成推進委員会」所見

平成26年7月23日

このたび、本委員会は「課題解決型高度医療人材養成プログラム」について、本年6月に申請のあった235件の事業のうち、事業の構想(事業の全体構想、教育プログラム・コースの優先性)及び事業の実現可能性(事業の運営体制、事業継続・普及に関する構想)等について審査を行い、特に優れた26件(医師・歯科医師を対象とした取組14件、看護士・薬剤師等のメディカルスタッフを対象とした取組12件)の取組を選定しました。選定に当たって、本委員会が特に重視した点は、大学・大病院が、これからの時代に適した医療人材の養成に取り組む事業であるかという点です。大学・大病院の役割は、これまでの高度な医療人材の養成とともに、地域の医療機関等と緊密な連携を図りながら、超高齢社会に対応できる新たな教育・実践の取組を展開していくことが重要であると考えています。これは、医療関係職種の新規養成を担う大学に共通する今後の課題ですので、各大学においては、自大学の教育理念・ミッションや今後の人材育成のあるべき姿について、今一度学内で議論していただきたいと思います。

上記を踏まえて、選定された各大学に対して、以下のことを要望します。

- ① 事業期間中は、PDCAサイクルによる工程管理を行った上で、全国の模範となるような体系的な教育プログラムを展開すること。その際、履修する学生や医療従事者のキャリア形成につながる取組や体制を構築すること。
 - ② 事業の実施に当たっては、学長・学部長等のリーダーシップのもと、責任体制を明確にした上で、全学的な実施体制で行うこと。また、地域医療の充実やチーム医療の推進の観点からも、学外の有識者にも積極的に参画いただき、事業の構築を実現できる体制を構築すること。
 - ③ 事業期間終了後も各大学において事業を継続することを念頭に、具体的な事業継続の方針・考え方について検討すること。また、多くの大学に自らの教育改革を進める議論に活用してもらうため、選定大学が開発・実装する教育プログラムから得られる成果等を、可能な限り可視化し、地域や社会に対して分かりやすく情報発信すること。
- 今回、優れた事業や特色ある事業でありながら、残念ながら選定にいたらなかった事業が多数ありました。選定されなかった各大学においては、本委員会から、申請いただいた事業に対する所見をお伝えしますので参考にさせていただくとともに、今後も地域・社会からの高いニーズに応えるべく、本事業の趣旨も生かした特色ある人材育成に取り組んでいただくことを強く期待しています。

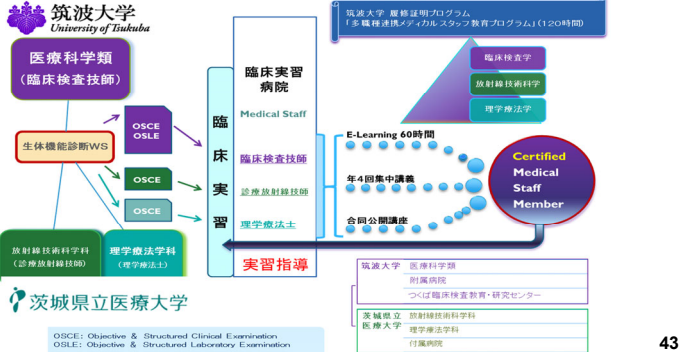
42

筑波大学：多職種連携医療専門職養成プログラム

筑波大学医科学部、茨城県立医療大学放射線技術科学部、同大学理学療法学科の共同事業。
① 学部教育プログラム：1) 臨床情報、2) 生理機能情報、3) 臨床検査情報の評価をテーマにしたシナリオや実習をもちに、それぞれの学部(類)学生が治療やケアについて討議する(年4回)
② 教育指導者養成プログラム：生体機能診断支援メディカルスタッフのための履修証明プログラムを筑波大学に開設。臨床実習指導を担当するメディカルスタッフが専門的視野を広げ、最新知識を獲得する履修証明プログラムを平成27年度から開設。両大学合同公開講座もプログラムに組み込み、この専門医療領域にかかわるメディカルスタッフの人的交流も活性化させる。臨床経験と最新の知識を有する臨床実習指導者を養成するプログラム。履修証明プログラムはe-learningと年4回の集中講義で行われる。

多職種連携医療専門職養成プログラム

CoMSEP: Coordinated, Continuing Medical Staff Education Program

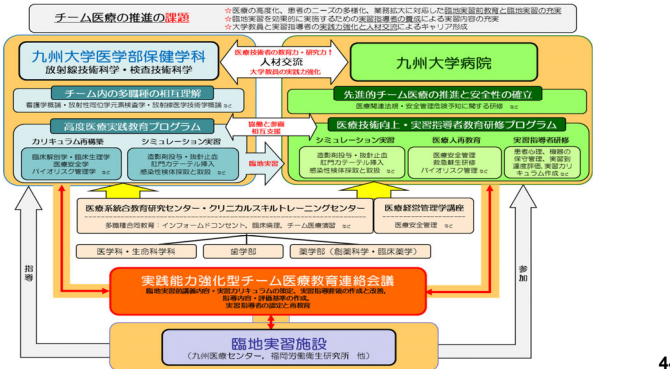


43

九州大学：実践能力強化型チーム医療加速プログラム

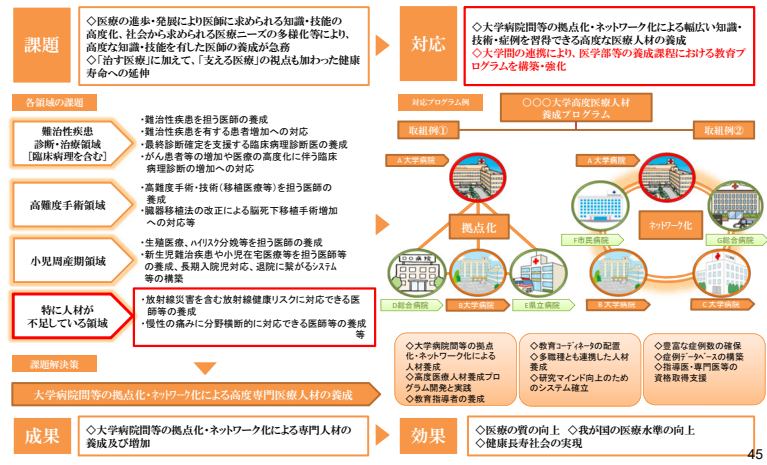
チーム医療を推進するために、大学教員と臨床教授ら実習指導者が参画する実践能力強化型チーム医療教育連絡会議を新設し、学部教育、医療人技術向上教育、実習指導者教育のプログラムを決定し実施する。【学部教育】では、学科内3専攻の相互相互と医療系総合教育センターによる3学部6学科の合同教育で職種の相互理解を深め、医療従事者による実習前講義で地味実習のさらなる充実を図る。高度化する医療と業務拡大へ対応するための科目やシミュレーション実習を設け、大学教育・医師・実習指導者が連携して実践能力向上を図る。【病院等で働く医療従事者】を対象として、医療安全管理や危険予知などをめぐる研修、及び高い専門能力をもつ実習指導者を養成し対応する臨床実習指導者研修を実施する。更に、大学と臨床現場との人材交流によりキャリア形成に寄与するとともに、実践力・教育力・研究力をもちチーム医療を推進できる人材を育成する。

実践能力強化型チーム医療加速プログラム



44

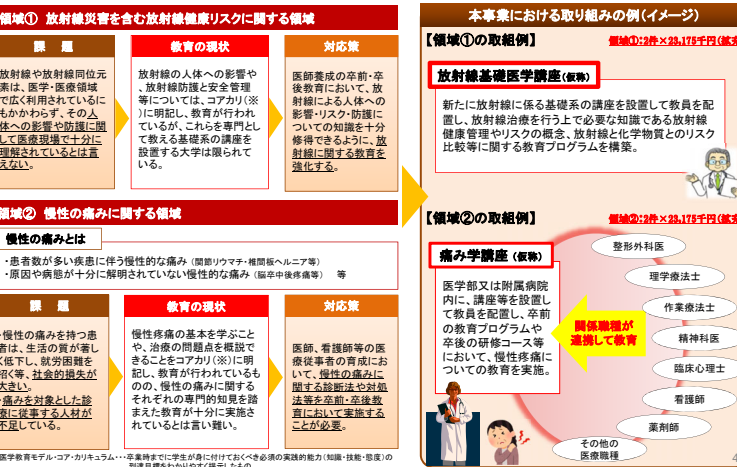
【医師・歯科医師を対象とした教育プログラム】(特に高度な知識・技能が必要とされる分野の医師養成)



45

特に人材が不足している領域の医師等の養成について(拡充)

平成28年度概算要求額:0.9億円(課題解決型高度医療人材養成プログラム平成28年度概算要求額:9億円の内数)



46

「放射線の健康リスク科学教育の充実」について

- ◆ 日本学術会議臨床医学委員会放射線防護・リスクマネジメント分科会から、以下のとおり提言がありましたので、関係各位等への周知の方よろしくをお願いします。

- 「医学教育における必修化をはじめとする放射線の健康リスク科学教育の充実」に関する提言(抜粋(H26.9.4))
- 1 医学教育における放射線健康リスク科学教育の必修化(医学生対象)
 - 医師養成の卒前教育において、放射線の人体影響・リスク・防護についての知識を十分修得できるように放射線医学教育を拡充する。当該分野の教育内容には、放射線健康管理やリスクの概念、放射線と化学物質等とのリスク比較等を含め、総合的な放射線の健康リスク科学の理解を進めることとする。
 - 大学は、必要に応じて、他大学との連携等、地域内の教育資源を有効活用する等の方策を取り、医学教育において実習を含む放射線の健康リスク科学教育を必修科目化するべきである。
 - そして、このような放射線の健康リスク科学教育を担う、教育・研究人材を継続して養成することも重要な社会的使命とすべきである。
- 2 放射線健康リスク科学教育プログラム(修士課程)の設置(教員、看護士・保健師や自治体職員等社会人対象)
- 3 医学部が保有する放射線健康リスク科学の教育基盤の活用
- 4 必修化された放射線健康リスク教育の実現
- 医学教育における必修化をはじめとする放射線の健康リスク科学教育の充実【2014年9月4日】(詳細は日本学術会議ホームページ) <http://www.scj.go.jp/ja/info/>

47

「慢性の痛み」に関する教育の充実

- ◆ 慢性の痛み治療に関する診療科を超えた総合的な教育の充実（精神科医、臨床心理士等の多職種との連携を含む）が更に図られるよう、積極的な取組をお願いします。

平成22年9月 厚生労働省「慢性の痛みに関する検討会」

○慢性の痛み対策について(概要)【『今後の慢性の痛み対策について(提言)』より抜粋】

2. 慢性の痛みの医療を取り巻く課題

・痛みを専門とする診療体制や、そのために必要な制度、人材育成・教育体制も十分に整備されていない。

3. 今後、必要とされる対策

・医療者の育成（医師、看護師、介護士等）。

【医学教育モデル・コア・カリキュラム(抄)(平成22年度改訂版)】

F 診療の基本 2 基本的診療知識 (13) 緩和医療・慢性疼痛

一般目標：緩和医療および慢性疼痛の基本を学ぶ。

到達目標： 1) 緩和医療を概説できる。

2) 慢性疼痛コントロールの適応と問題点を説明できる。

3) 緩和医療における患者・家族の心理を説明できる。

4) 慢性疼痛における治療の問題点を概説できる。

【「痛み」教育コンテンツ提供システム】

【平成23～25年度厚生労働省科学研究「慢性の痛み対策研究事業「痛み」に関する教育と情報提供システムの構築に関する研究」】

痛みに関する教育に使用するための教育コンテンツが下記URLにおいて公開されております。

掲載URL <https://www.itamikiyouiku.jp/top.html>

48

基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成

平成28年度概算要求額 2億円（平成27年度予算額 2億円）

課題	対応策（本事業の取組内容・これまでの成果）
課題1 基礎医学の衰退 ・基礎系大学院に進学する医師（基礎系MD）は極めて少なく、基礎医学研究は衰退の危機。 医学系大学院（博士課程（4年制））入学人数の推移 	テーマA：医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成（取組件数：10件） ・医学部及び医学系大学院において魅力ある基礎研究医養成プログラムを構築する優れた取組を支援 ■取組の例：熊本大学「梁三郎プログラム」 高校生を対象に研究指導を行う「梁三郎」奨励プログラム。学部学生が大学院の科目専攻修得生として博士課程の講義を履修し修得する「梁三郎博士課程」。卒業後は研究と博士課程1、2年次を並行して行う「梁三郎コース」まで、研究医養成のため、シームレスな取組を実施。 本事業で設置した基礎研究医養成コースへの受入人数
課題2 診療参加型臨床実習時間・内容の不足 ・医療の高度化・多様化が進む中、医師は、多様な疾患に関する知識・技能の修得や、患者・家族との対話を通じた良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力が求められている。 ・しかし、日本の医学生は臨床実習は、諸外国に比べ実習時間が短く診療参加型の実習が低い。 ・このため、医学部における臨床実習を、診療参加型に充実させることが必要。 課題3 分野別評価を通じた質の保証 ・第三者評価の導入を通じ、PDCAサイクルによる教育内容の継続的な改善に取り組み、教育の質保証につなげる必要がある。	テーマB：グローバルな医学教育認証に対応した診療参加型臨床実習の充実（取組件数：10件） ・医学生は診療参加型臨床実習の更なる充実を行う優れた取組を支援 ■取組の例 ・診療参加型臨床実習の週数を伸ばすだけでなく、低学年から見学実習を行うなど、カリキュラム全体の見直し ・臨床実習の到達目標の明確化、及び実習後の臨床能力評価（PostCC-OSCE等）の実施 ・教育関連病院との連携強化による学外臨床実習の実施 等 テーマC：医学・歯学教育認証制度等の実施（取組件数：医学分野1件 歯学分野1件） ・日本における国際標準の医学・歯学教育認証制度等の基盤を構築するための優れた取組を支援 ■医学分野の取組：日本医学教育学会が策定した分野別評価基準日本版（グローバルスタンダード準拠）に基づき、自己点検評価及びトライアル評価を実施中。

49

基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成 中間評価結果について①

【中間評価結果】

評価	総合評価基準	テーマA 医学・医療の高度化の基盤を担う 基礎研究医の養成		テーマB グローバルな医学教育認証に対応 した診療参加型臨床実習の充実		テーマC 医学・歯学教育認証制度等の実施	
		件数	大学名	件数	大学名	件数	大学名
S	順調に進捗しており、現行の努力を継続することによって当初目的を十分に達成し、当初目標を上回る効果・成果が期待できると判断される。	2件	愛媛大学 熊本大学	1件	筑波大学	0件	－
A	順調に進捗しており、現行の努力を継続することによって当初目的を達成することが可能と判断される。	2件	群馬大学 順天堂大学	4件	琉球大学 札幌医科大学 京都府立医科大学 東京女子医科大学	2件	東京医科歯科大学（医） 東京医科歯科大学（歯）
B	おおむね順調に進捗しているが、当初目的を達成するためには、留意事項を考慮し、一層の努力が必要と判断される。	4件	東北大学 山梨大学 滋賀医科大学 札幌医科大学	3件	岡山大学 自治医科大学 東京慈恵会医科大学	0件	－
C	改善事項があり、このままでは目的を達成することは難しいと思われるので、留意事項を考慮し、当初計画の大幅な変更が必要と判断される。	2件	東京医科歯科大学 神戸大学	2件	信州大学 京都大学	0件	－
D	特に重大な課題があり、今後の努力を持っても当初目的の達成は困難と思われるので、補助事業を中止することが必要と判断される。	0件	－	0件	－	0件	－

（※各取組により、事業計画や地域の実情、大学の規模等がそれぞれ異なることから、今回の中間評価は各大学のプログラムの内容を比較して優劣をつけるものではなく、各プログラムが掲げた当初計画の進捗状況や本事業の目標が達成できるか否かを評価したものを）

50

基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成 中間評価結果について②

「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成推進委員会」所見(抄)（平成27年5月29日）

【1. 事業の成果】

（テーマA）：基礎研究医養成コースの設置による基礎医学に興味を持つ者の振り起こし・確保
（テーマB）：臨床実習の時間数の見直しを契機とした6年間のカリキュラム全体の改訂
（テーマC）：医学教育及び歯学教育それぞれの分野別トライアル評価基準に基づく評価基準のブラッシュアップ
これらの他にも、各大学がそれぞれに自大学の強みや地域の実情等を考慮し、特色ある取組を行っている。

【2. 現状の課題】

（テーマA）：基礎研究医の養成コースの履修者数が目標人数に達していない。
満足度調査結果の反映等によるプログラム内容の改善に向けた取組が不十分。
（テーマB）：臨床実習の週数は短縮されたものの、見学型実習の割合が高く、診療参加型実習への一層の転換が必要。
（テーマC）：全国の大学に向けた情報の発信が十分でなく、取組が連携大学を中心とする一部の大学間にとどまっている。

【3. 今後の期待】

（テーマA）：現在、基礎研究医の養成コースで受け入れている履修者や今後輩出される修了者に対し満足度調査を行う等を通じてプログラムを改善するとともに、コース終了後のキャリアパスを具体的に示し、継続的に基礎医学研究者を目指す者の確保につなげることを。
（テーマB）：6年間の医学教育の中で、医学生に必要な知識と臨床能力を身につけさせるために、教員教育及び基礎教育の授業内容及び授業時間数の見直しや、診療参加型臨床実習の実施時期及び頻度の在り方について、学外実習施設の充実や多職種との連携を視野に入れて、今後も更に取組を進めること。
（テーマC）：現在一部の大学においてトライアル評価を終えたところであるが、他の大学においても、自大学における医学教育又は歯学教育の質の証明と継続的な改善に向けた手法の一つとして分野別評価を活用するため、今後、全ての医学部及び歯学部が分野別評価を受審し、我が国の医学・歯学教育の質の向上につなげることが望ましい。
このため、連年大学において、今後を引き続きトライアル評価を適宜実施して評価基準の確立に取り組むとともに、今後評価を受審する大学の数による十分な情報発信を積極的に行うことと。

（テーマ全体）
・事業の責任体制を明確にした上で、限られた部局・講座等に取組を任せのではなく、学域的な実施体制で取り組むこと。
・補助期間終了後も事業を継続することを前提に、事業継続のための具体的な方針を検討すること。（※テーマCを除く）
・道定大学以外の各大学が本事業による取組の結果を参考にできるよう、各取組の目的、実施内容、結果について、ホームページ等の活用による一層の情報発信に取り組むこと。その際、外部の者が当該ホームページを検索しやすいよう工夫すること。

51

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

平成28年度概算要求額 1億円
（平成27年度予算額 1億円）
大学改革推進委託費

背景・課題

- 2025年には3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となり、現在の我が国の医療・介護サービスの提供体制では十分に対応できないことが見込まれている。このため、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することで、住み慣れた地域での継続的な生活を可能とすることが必要とされている。
- これらを実現するため、平成26年6月に医療法、介護保険法等が改正され、医療・介護の連携強化、地域医療支援センターによる地域の医師確保支援、メディカルスタッフの業務実施体制の見直し等に取り組むこととされているほか、医師養成の改善・見直しに向けた検討が行われている。
- 例えば、医学・歯学教育については、平成13年に学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的能力の到達目標を定めたモデル・コア・カリキュラムを策定し、各国公私立大学においてこれを踏まえた教育が実施されているが、これまでも社会状況の変化等に対応して、改訂を行ってきたところ。

対応・内容

【対応】○ 我が国における今後の社会・経済構造の変化に伴う保健医療分野のニーズに対応するため、大学及び大学院における医療人養成の在り方について検討するための調査・研究を実施する。

【内容】○ 医師、歯科医師、その他の医療関係職種について、将来の医療提供体制の構築に向けて、大学・大学院において、今後どのような医療人材養成を行っていくべきか検討するための調査・研究を行う。

（主な調査研究テーマ）

- ・医学教育モデル・コア・カリキュラム等の次期改訂に向けた調査・研究
- ・医学系大学院における教育研究の実態に関する調査・研究
- ・地域医療に従事する医師の確保・養成のための調査・研究 等

政策目標

- 効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に貢献できる医療人の養成
- 医療の進歩に貢献できる研究者、高度専門医療人材の養成

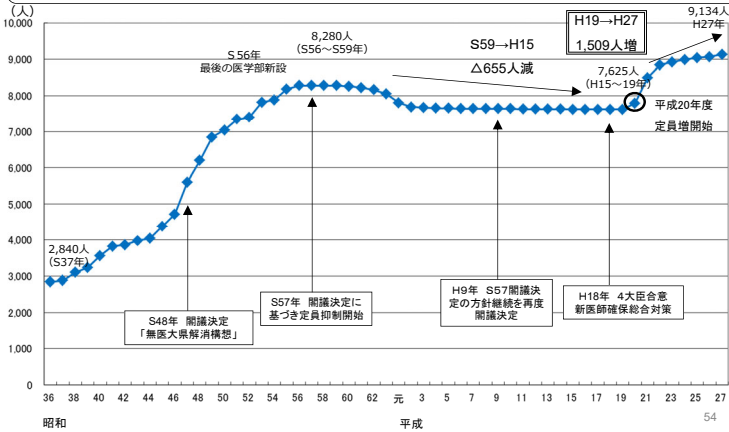
52

3. 大学病院を取り巻く諸状況について

53

医学部(医学科)入学定員の推移

- 昭和57年閣議決定に基づき、医師過剰の懸念から医学部定員の抑制を開始。
- 平成18年財務、総務、文科、厚労4大臣合意以後、地域の医師確保の必要性から偏在解消策と組み合わせた医学部定員増(地域枠)を開始。(H19→H27の8年で1,509人増)



平成27年度医学部入学定員の増員について

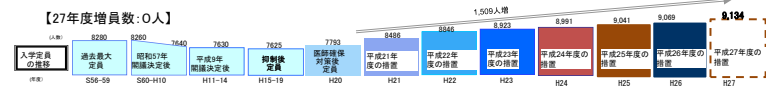
1. これまでの経緯

- 医師の養成数については、昭和57年及び平成9年の閣議決定により、入学定員を7,625人まで抑制。
- 近年の医師不足に対応するため、平成20年度より入学定員を増員し、平成26年度までに9,069人まで増員(平成19年度比1,444人増)。
<内訳>
 - ・平成20年度は、医師不足が深刻な10県、医師養成総数が少ない2県等で計168人の増
 - ・平成21年度は、全都道府県で計693人の増(過去最大程度までの増員)
 - ・平成22～26年度は、地域の医師確保等の観点から、計360人(H22)、77人(H23)、68人(H24)、50人(H25)、28人(H26)の増

2. 平成27年度の入学定員の増員の枠組み

- 平成27年度については、22～26年度と同様の枠組みで、地域の医師確保等の観点から、緊急臨時的に次の枠組みの増を認める。

- 地域医療への従事を条件とした奨学金、選抜枠の設定(地域枠)を行う大学の入学定員の増員
【27年度増員数:17大学、64人増】
- 複数大学の連携により研究医養成の拠点を形成する大学の入学定員の増員(研究医枠)
【27年度増員数:1大学、1人増】
- 歯学部入学定員を減員する大学についての医学部入学定員の増員(歯学部振替枠)
【27年度増員数:0人】



増員期間 平成31年度までの間
(以降の取扱いは、その時点の医師養成数の将来見通しや定着状況を踏まえて判断)

55

平成28年度医学部入学定員増について

○平成28年度の医学部入学定員増については、平成27年度と同様の枠組みで増員を認める方向。

○医学部入学定員の増員に当たっては、文部科学省及び厚生労働省から全国の医学部及び都道府県に対して、次年度の医学部入学定員の増員に関する意向を調査し、その数を踏まえ増員の上限を決定。

○28年度は合計28人の増員の意向が示されているほか、東北薬科大学における医学部の新設(入学定員100人)の認可を踏まえ、現在の学則上に記載された全大学の医学部入学定員9,144人を9,272人に改める措置を講ずる予定。

○9月1日より、当該措置に関するパブリック・コメントを実施。

【今後のスケジュール】

9月17日(木)	パブリック・コメントの受付終了
9月下旬	文部科学省において必要な関係規則等の改正
10月1日(木)～9日(金)	認可申請受付
10月下旬	審議会への諮問、答申、認可
1月～	入学者選抜、合格発表

56

医学部新設の現状

1. 東北地方における医学部新設

- 平成25年12月 震災からの復興、今後の超高齢化と東北地方における医師不足、原子力事故からの再生といった要請を踏まえ、特例として、東北地方に1校に限定して医学部新設を可能とするため、復興庁・文部科学省・厚生労働省による基本方針を決定。
- 平成26年9月 構想審査会における審議を経て、東北薬科大学を条件付きで選定。
- 平成27年3月 構想審査会において選定条件について一定の取組がなされたものと確認できたことを受け、東北薬科大学が医学部設置についての認可を申請。
- 同年8月 大学設置・学校法人審議会より設置を認める答申がなされ、東北薬科大学の医学部設置を認可。
- 平成28年4月 開学予定(東北医科薬科大学に名称変更予定)。

2. 国家戦略特区における医学部新設

- 平成25年10月 「医学部の新設については、高齢化社会に対応した社会保障制度改革や全国的な影響等を勘案しつつ、国家戦略特区の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携の上、検討する。」とする「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」を日本経済再生本部決定。
- 平成26年12月 東京圏区域会議の下に成田市分科会が設置され、内閣府・成田市・民間事業者を中心に文部科学省、厚生労働省も参加して検討。これまで4回開催。
- 平成27年7月 国家戦略特区の趣旨を踏まえ、際だった特徴を有する大学とすることのほか、地域医療に支障を来さないような方策を講じること、仮に医学部を新設するとしても1校とし、十分な検証を行うこと等の基本方針を内閣府・文部科学省・厚生労働省で決定。
- 今後の予定 今秋を目途に必要な法令上の手当てを講ずるほか、国家戦略特区法に基づき、必要な取組を進めていく。

※その他の一般的な医学部新設については、「国家戦略特別区域における医学部新設に関する基本方針」において「将来的な医学部定員の在り方については、これまでの定員増の効果の検証や今後の医師需給と社会保障制度改革の状況等を踏まえ、今後検討する。」とされている。

※なお、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制の構築に資するよう、地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在等の是正などの観点から踏まえた医師・看護職員等の需給について、検討する。」とされている。

57

大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォースの設置について(1)

目的 平成27年4月30日

大学附属病院等において医療安全に関する重大な事案が相次いで発生していることを踏まえ、大学附属病院及び先進的な医療を行う病院(特定機能病院)に対する集中立入検査の実施並びに当該立入検査の結果を踏まえた特定機能病院の承認要件、立入検査項目及び高難度の新規医療技術導入のプロセスの見直し等を迅速かつ的確に実施することを目的として、厚生労働省に「大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォース」を設置する。

実施

大学附属病院等における管理運営の実態の把握や先進的な医療を行う病院での医療安全の管理体制の実態を把握するため、特定機能病院の承認を受けている大学附属病院等に対し集中的な立入検査を実施する。

また、この集中立入検査の実施結果を踏まえ、特定機能病院の承認要件・立入検査項目・高難度の新規医療技術導入のプロセスの見直しを行う。

組織

厚生労働大臣を本部長とし、顧問に有識者を3名、本部長代理に医政局長、メンバーに大臣官房審議官(医政担当)を始めとして関係課長等で構成し、文部科学省から参加を求めることとする。

設置

平成27年4月30日設置。

58

大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォースの設置について(2)

スケジュールについて

- ・平成27年5月14日 第1回タスクフォース開催
- ・平成27年6月10日 第2回タスクフォース開催
- ・平成27年6月24日～ 集中検査の実施(9月9日まで)
- ・平成27年9月25日 第3回タスクフォース開催

※「集中検査結果の現状報告」

- ・平成27年11月上旬 第4回タスクフォース開催予定
- ※「集中検査結果の取りまとめ」

59

大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォース メンバー

本部長	厚生労働大臣
顧問	野村修也 中央大学法科大学院教授 弁護士 厚生労働省顧問 楠岡英雄 社会保障審議会医療分科会長 〔(独) 国立病院機構大阪医療センター院長〕 山口育子 NPO 法人ささえあい医療人権センター COML 理事長
本部長代理 メンバー	医政局長 大臣官房審議官（医政担当） 医政局総務課長 医政局地域医療計画課長 医政局医事課長 医政局看護課長 医政局研究開発振興課長 健康局がん対策・健康増進課長 健康局疾病対策課長 保険局医療課長 地方厚生局管理室長（大臣官房地方課） 関東信越厚生局局長 関東信越厚生局指導総括管理官
文部科学省	高等教育局長 医学教育課長等

※必要に応じ、全国知事会、全国衛生部長会等に情報提供と連携を図る。

60

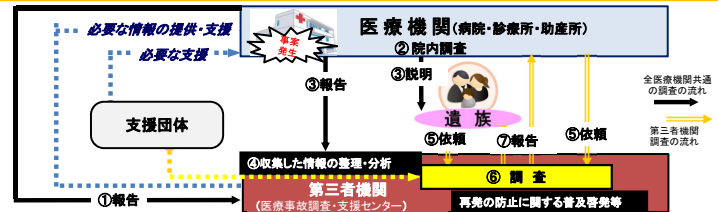
医療事故に係る調査の仕組み

- 医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、医療法に位置づけ、医療の安全を確保する。
- 対象となる医療事故は、医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡又は死産を予期しなかったものとする。

調査の流れ

- 対象となる医療事故が発生した場合、医療機関は、**第三者機関への報告**（①）、必要な**調査の実施**（②）、調査結果について**遺族への説明及び第三者機関（※）への報告**（③）を行う。
- 第三者機関は、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析（④）を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行う。
- 医療機関又は遺族から調査の依頼（⑤）があったものについて、**第三者機関が調査**（⑥）を行い、その結果を**医療機関及び遺族への報告**（⑦）を行う。

※（1）医療機関への支援、（2）院内調査結果の整理・分析、（3）遺族又は医療機関からの求めに応じて行う調査の実施、（4）再発の防止に関する普及啓発、（5）医療事故に係る調査に携わる者への研修等を適切かつ確実に**新たな民間組織を指定**する。

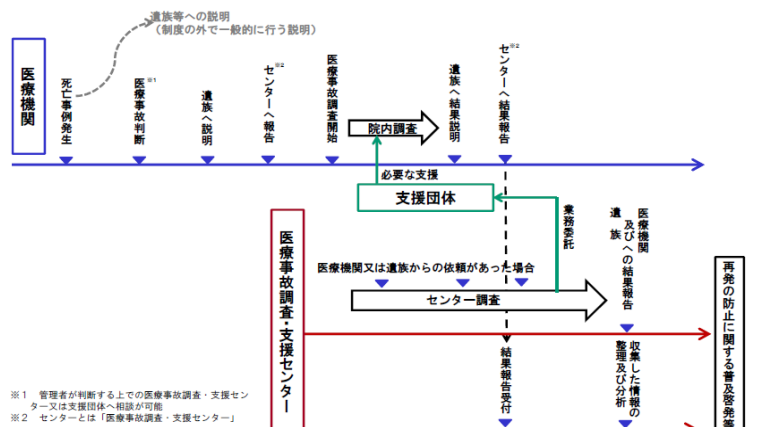


（注1）支援団体については、実地上厚生労働省に登録するとともに、委託を受けて第三者機関の業務の一部を行う。
（注2）第三者機関への調査の依頼は、院内調査の結果が得られる前に行われる場合もある。

61

医療事故に係る調査の流れ

厚生労働省 資料

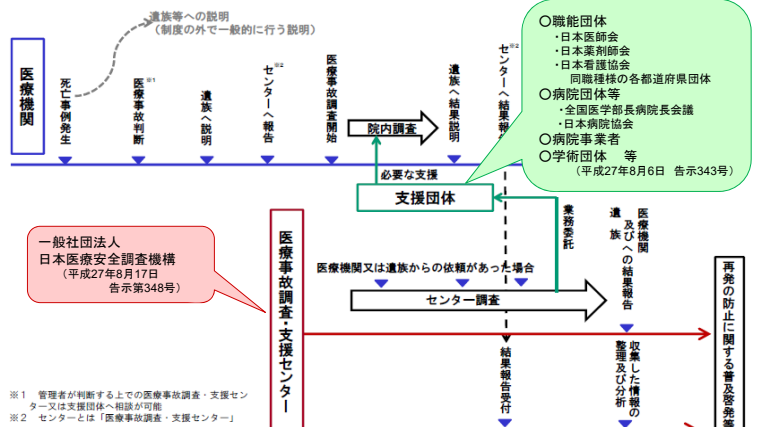


※1 管理者が判断する上での医療事故調査・支援センター又は支援団体へ相談が可能
※2 センターとは「医療事故調査・支援センター」

62

医療事故に係る調査の流れ

厚生労働省 資料



※1 管理者が判断する上での医療事故調査・支援センター又は支援団体へ相談が可能
※2 センターとは「医療事故調査・支援センター」

63

平成27年6月10日 中央社会保険医療協議会 総会 資料

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要（平成27年5月27日成立）

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

1. 国民健康保険の安定化

- 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化（27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円）
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

2. 後期高齢者支援金の全面繰越金制の導入

- 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面繰越金制を実施（現行：1/3繰越金制→27年度：1/2繰越金制→28年度：2/3繰越金制→29年度：全面繰越金制）

3. 負担の公平化等

- ①入居費の適正化について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引上げ（例：1食260円→28年度：1食360円→30年度：1食460円。低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない）
- ②特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする（紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入）
- ③健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を引き上げ（121万円から139万円に）

4. その他

- ①協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる
- ②被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し（被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないよう、調整補助金を増額）
- ③医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進
都道府県が地域医療機能と整合的な目標（医療費の水準、医療の効率的な提供の推進）を計画の中に設定
保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を追加
- ④患者申出療養を創設（患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み）

【施行期日】 平成30年4月1日（4①は公布の日（平成27年5月29日）、2は公布の日及び平成29年4月1日、3及び4②～④は平成28年4月1日）

1

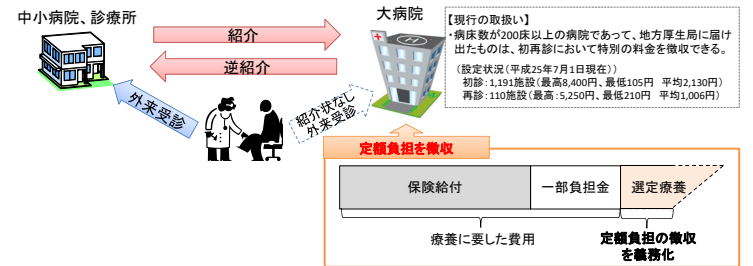
64

紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入

厚生労働省提供資料

- 外來の機能分化を進める観点から、平成28年度から紹介状なしで特定機能病院等を受診する場合等には、原則として、**定額負担を患者に求めることとする（選定療養の義務化）**。
- 定額負担の額は、例えば5000円～1万円などが考えられるが、今後検討。

- ・初診は、紹介状なしで大病院を受診する場合に、救急等の場合を除き、定額負担を求める。
- ・再診は、他の医療機関に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、大病院を再度受診する場合に、定額負担を求める。



※ 特定機能病院等の病院について、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するために必要な措置を講ずる旨の責務規定を設け、厚生労働省令において、選定療養として定額負担を徴収することを義務化する。

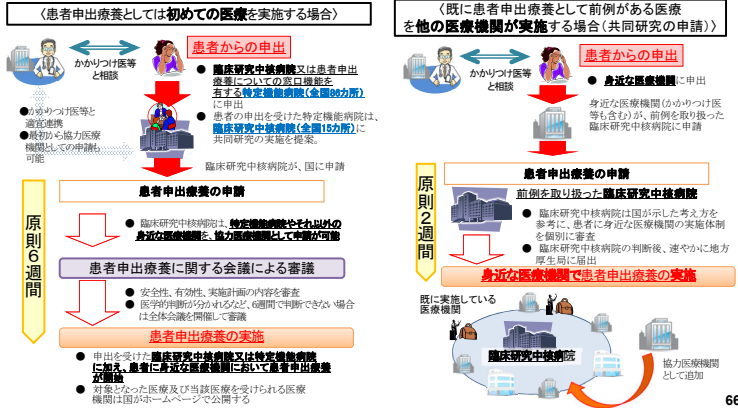
※ 定額負担の額は、例えば5000円～10,000円などが考えられるが、今後、審議会等で検討する。

65

患者申出療養の創設

厚生労働省提供資料

○国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用したいという患者の思いに応えるため、**患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み**として、**患者申出療養を創設**(平成28年度から実施)



66

4. 医学教育等に関する各種要請

67

薬害防止に関する教育の充実①

- ◆ 学生だけでなく教職員を含め、薬害被害にあわれた方の意見・体験等を直接聞く機会を設け、適切な医療倫理・人権学習等の授業や複数回にわたる様々な薬害被害者の声を聞く授業等が積極的に実施されるよう御検討願います。
- ◆ カルテ開示手数料及びコピー代の合理的な価格設定、診療明細書の原則全患者への無償発行、医療情報の共有に向けた取組等について、より一層推進していただきますようお願い申し上げます。

(平成26年9月5日付26高医教第19号 医学教育課長 通知)

(平成27年度状況)

● 薬害問題を医療倫理や社会医学等の人権学習的な観点で授業を展開

	医学部(79)	歯学部(29)	薬学部(74)	看護学部(248)
実施している	79大学	29学部	74学部	216学部
検討中・実施していない	0大学	0学部	0学部	32学部

● 薬害被害者等の声を直接聞く授業及び職員研修を実施

	医学部	歯学部	薬学部	看護学部	大病院(国立のみ:42)
実施している	48大学	19学部	68学部	63学部	17病院
検討中・実施していない	31大学	10学部	6学部	185学部	25病院

○薬害被害者等の声を直接聞く授業及び職員研修を実施するにあたり、授業及び職員研修等の際、講師として、全国薬害被害者団体連絡協議会の御協力がいただけることから、各大学におかれましては、積極的な取組をお願いします。

○全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

担当者: 栗原 教 氏 申込方法: 原則としてメールによるものとします。

申込アドレス: yakuhiren.lecturer@gmail.com

なお、薬被害者の連絡先は従来通り、財団法人いしずえです。

○全国薬害被害者団体連絡協議会

担当団体: 財団法人いしずえ(サリドマイド福祉センター)

住 所: 〒153-0063 東京都目黒区目黒1-9-19

TEL: 03-5437-6481 FAX: 03-5437-6492 業務時間: 火曜日～土曜日 10時～17時、不定休あり

68

薬害防止に関する教育の充実②

■全国薬害被害者団体連絡協議会の要望(平成26年8月)

- 薬害を知らない医療従事者がつくられてしまわないよう、すべての大学において、薬害被害者の声を直接聞く授業を実施して、適切な医療倫理・人権学習等がなされていくよう要望しているが、特に、看護学部の授業において、実施率が伸び悩んでいるため、実施していない看護学部や医学部看護学科を持つ大学に対して至急対策を講じてほしい。また、薬害は一つではないので、複数回のさまざまな被害者の声を聞く授業を実施することも推進してほしい。
- 国立大学法人附属病院で、薬害被害者や医療被害者の声を直接聞く職員研修を積極的に実施してほしい。
- カルテ開示請求を妨げるような価格を設定している病院に対しては、良識的な価格設定にできるよう改善指導をしてほしい。
- 全国の医療機関の模範となるべき大学附属病院で、窓口で患者に対し「診療明細書が必要か否か」を聞いたり等、療養担当規則や厚生労働省の指導に沿わない運用をしている病院があれば、改善指導をしてほしい。

◆薬害被害者の声を直接聞く授業等の取組例

○複数年次での声を聞く授業実施例

金沢大学では、1年次にサリドマイド、4年次にイレッサの薬害被害関係者による授業を、大阪薬科大学では、4年次にサリドマイド及び陣痛促進剤の薬害被害者による授業を実施するなど、複数種類の薬害の実情を把握し、見識を広めることができている。

○複数の薬害を組み合わせた声を聞く授業実施例

九州大学ではヤコブ病、薬害エイズ、サリドマイドの薬害被害者による授業を、兵庫医科大学では陣痛促進剤、スモン、サリドマイドの薬害被害者による授業を実施しており、それぞれの薬害によって対応の違い等も認められ、より見識を広められることができるなどの効果が得られている。

69

薬害防止に関する教育の充実③

- カルテ開示手数料(税別価格の場合あり)(調査対象:42国立大学病院、29私立大学病院(医系本院))

	無料	2,000円	3,000円	5,000円
国立大学病院	(42大学) 42大学			
私立大学病院	(6大学) 6大学	(1大学) 1大学	(6大学) 6大学	(16大学) 16大学

(上段:平成26年度)

下段:平成27年度

- コピー代(税別価格の場合あり)(調査対象:42国立大学病院、29私立大学病院(医系本院))

	無料	10円	20円	25円	30円	35円	40円	45円	50円
国立大学病院		(3大学) 3大学	(38大学) 36大学		2大学	(1大学) 1大学			
私立大学病院	(1大学) 1大学	(6大学) 6大学	(5大学) 5大学	(1大学) 1大学	(5大学) 5大学	(1大学) 1大学	(1大学) 1大学	(9大学) 9大学	

(上段:平成26年度)

下段:平成27年度

- 明細書を原則、全患者に発行している大学(=自動入金機で明細書を発行できる大学) 71大学/71大学

そのうち、窓口で要否の確認を行っている大学 4大学/71大学

◆ レセプト電子請求が義務づけられた保険医療機関については、領収証を交付するに当たっては、明細書を無償で交付しなければならない。(平成26年3月5日付保発0305第2号厚生労働省保険局長通知)

- ・ 明細書発行を行う旨を院内掲示により明示するとともに、明細書発行を希望しない方には、その旨の申し出を促す掲示を行うなどの配慮を行うこと。(→窓口で患者に明細書発行の要否を問うことは認められない。)
- ・ 公費負担医療の対象である患者等、一部負担金等の支払がない患者についても、患者に対する情報提供等の観点から、可能な限り明細書を発行するよう努めること。
- ・ 明細書の記載内容が毎回同一であるとの理由により、明細書の発行を希望しない患者に対しても、明細書の記載内容が変更される場合には、患者にその旨を情報提供するよう努めること。

70

B型肝炎ウイルスに関する教育の充実等について

■全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の要請(平成27年2月)

- 医学教育(医学部のほか、歯学部、看護学部、看護師養成の専門学校、その他医療従事者を養成する専門学校・専修学校を含む)において、日本におけるB型肝炎ウイルスの持続感染の原因の多くは、集団予防接種における注射器等の連続使用であること、患者の痛みや苦しみを共有できるように、当事者であるB型肝炎患者から直接話を聞くカリキュラムを導入すること。
- 上記について、各大学及び専門学校・専修学校における取り組み状況を把握し、優れた取り組みなどについて各大学及び専門学校・専修学校に紹介するなどの情報共有を行うこと。
- 全ての大学における人権教育・生涯教育の一環として、日本におけるB型肝炎ウイルスの持続感染の原因の多くは、集団予防接種における注射器等の連続使用であること、患者の痛みや苦しみを共有できるように、当事者であるB型肝炎患者から直接話を聞くカリキュラムを導入すること。
- 国立大学附属病院における職員の研修で、日本におけるB型肝炎ウイルスの持続感染の原因の多くは、集団予防接種における注射器等の使い回しであること、患者の痛みや苦しみを共有できるように、当事者であるB型肝炎患者から直接話を聞く研修を行うこと。
- 国立大学附属病院における標準予防策の徹底を行うことや、地域肝炎コーディネーターの養成について厚生労働省と連携を取りながら、進めること。

【参考】B型肝炎ウイルスに関する授業を行っている学部数(平成26年度)

医学部医学科	79学部中 79学部	歯学部歯学科	29学部中 29学部
薬学部	74学部中 67学部	看護学部等	233学部中 120学部

○B型肝炎患者等の声を直接聞く授業や職員研修等を実施するにあたり、講師として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の御協力がいただけます。

○全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の講師派遣担当窓口

担当者: 弁護士 瀬川 宏貴 氏 申込方法: 原則としてメールによるものとします。

申込アドレス: bkan.lecturer@gmail.com

なお、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の連絡先は次のとおりです。

○全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団
住 所: 東京都新宿区四谷1-2伊藤ビル3階 TEL: 03-3355-0611
担当者: 弁護士 瀬川 宏貴 氏

71

大学病院における患者情報の漏洩について ①

- ◆ 大学病院における患者情報の漏洩が繰り返し発生しています。
- ◆ 非常に機密性の高い情報であることから、患者情報管理の徹底をお願いします。

【事例】（平成21年4月以降、文部科学省で把握しているものより抜粋）

- 医師が患者情報の記録された病院のパソコンを無許可で持ち出し、車上荒らしにより盗難された。
- 患者情報の記録されたUSBメモリが所定の場所から紛失した。
- 看護師がUSBメモリで患者情報を持ち出し、自宅のパソコンに保存していたところ、ファイル交換ソフト「ウィニー」のウイルスに感染したことによりインターネット上に流出した。

（26年度発生の事例）

- 女性職員が患者1人の病状や健康状態など個人情報の書かれた資料を駅周辺にて紛失。
- 総合内科・総合診療科のエコノミー室にて13286名の患者情報（患者ID、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、初診日、検査項目、主訴、担当医、診断名等）の入ったバックアップ用のUSBを紛失。
- 医師が通勤電車内にUSBメモリ入りのカバンを置き忘れた。カバンは見発見されたが、入っていたUSBメモリ2つは見つかっていない。USBメモリ内には手術症例リスト（215名分）、内視鏡画像データ等（16名分）、重複患者6名いるため実人数225名分の患者データが入っていた。

典型的な情報漏洩が繰り返されている

【文部科学省で把握している患者情報漏洩の件数・患者数】

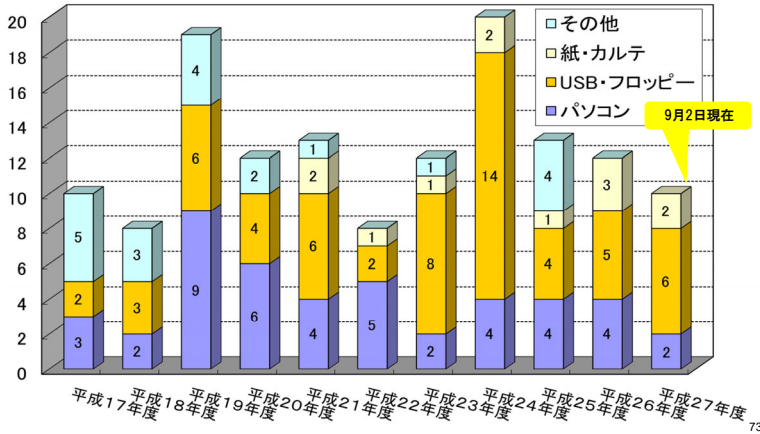
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
19件	12件	13件	8件	12件	20件	13件	12件	10件
234,799人	12,470人	519人	9,722人	45,754人	7,493人	6,513人	14,945人	50,879人

- ・ 患者以外（医療従事者・学生等）の情報の流出がH19年度に1件（患者情報も流出）、H22年度に1件、H24年度に2件（1件は患者情報も流出）、H25年度に1件、H27年度に2件（1件は患者情報も流出）発生している。
- ・ 平成27年度は、平成27年9月2日現在で把握している件数並びに人数。

72

大学病院における患者情報の漏洩について②

漏洩媒体



大学病院における患者情報の漏洩について ③

事務連絡
平成23年6月24日

国公立大学病院院長 各位

文部科学省高等教育局
医学教育課大学病院支援室長
玉 上 晃

個人情報の保護に関する注意喚起

個人情報保護法が平成17年4月1日に全面施行されて以降、6年が経過しておりますが、残念ながら大学病院における個人情報の漏えい事故が依然として継続的に発生しております。特に近時において、患者の個人情報が入ったノートパソコン等が院外で盗難にあう事故が続出しております。今一度、下記URLに示された厚生労働省のガイドライン等も参考にして頂き、個人情報の安全管理措置について、その趣旨を徹底するとともに、遵守状況を点検し、防止対策の確保に取り組んで頂きますよう、よろしくお願い致します。

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
（平成22年9月17日改正）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>

74

大学病院における情報セキュリティについて

事務連絡
平成27年6月10日

各国公私立大学附属病院院長 殿

文部科学省高等教育局
医学教育課大学病院支援室長
手 島 英 雄

大学附属病院における個人情報を含む重要情報の適正な管理について

今般、国の関係機関において、サイバー攻撃により個人情報が大規模に流出する事案がありました。本事案は標的型メール攻撃によるものと言われていますが、国民の安心安全が脅かされることとなり、大学附属病院においてもこのような事案があってはならないことです。各大学附属病院においても、このような事案が発生しないよう職員等に対し、個人情報の適切な管理に関する定め及び情報セキュリティ関係規則に基づく情報の適切な取扱いについて周知していただくとともに、個人情報を含む重要情報を情報システムにおいて扱う必要がある場合は、サイバー攻撃による類似の被害が発生していないか、今一度点検をお願いいたします。また、これまでも、会議等において、個人情報の保護に関して注意喚起を行ってまいりましたが、大学附属病院におけるUSBメモリの紛失等による個人情報の漏洩事故が、依然として継続的に発生しています。各大学附属病院院長においては、個人情報の漏洩防止に取り組んでいただきますよう、重ねてお願いいたします。

75

大学病院における情報セキュリティについて②

事務連絡
平成27年6月18日

各国公私立大学附属病院院長 殿

文部科学省高等教育局
医学教育課大学病院支援室長
手 島 英 雄

標的型メール攻撃によるウイルス感染事案について

今般、大学病院において、標的型メール攻撃によるウイルス感染事案が発生しました。今回の事案は、送信者が実在する団体になりすまし、当該団体が実際に行っていたアンケートを件名とした、アンケートの実施を通知する添付ファイル付きのメールを送付したものであり、受信者がその添付ファイルを開いたことにより、当該PCがウイルスに感染したというものです。

このように、実在する団体になりすました同様な標的型メール攻撃は今後も想定されますので、各大学附属病院におかれましては、当室から発出した平成27年6月10日付け事務連絡「大学附属病院における個人情報を含む重要情報の適正な管理について」を受けて、対応していただいているところと存じますが、今一度同様な標的型メール攻撃による類似の被害が発生していないか、点検していただくとともに、不審なメールの添付ファイルを開くことや、記載されている外部のURLを安易にクリックすることなどが無いよう、職員に対して周知徹底していただきますようお願いいたします。

76

ご清聴ありがとうございました。